

第四百七十七回 参議院農林水産委員会會議録第七号

平成十二年三月三十日(木曜日)

午前十時一分開会

委員の異動

三月二十九日

辞任 沢 たまき君

補欠選任 鶴岡 洋君

西山登紀子君

大沢 辰美君

三月三十日

辞任 三浦 一水君

補欠選任 齊藤 滋宜君

出席者は左のとおり。

委員長

若林 正俊君

理事

岩永 浩美君

亀谷 博昭君

小林 元君

須藤美也子君

谷本 義君

委員

金田 勝年君

岸 宏一君

佐藤 昭郎君

齊藤 滋宜君

中川 義雄君

森下 博之君

郡司 彰君

羽田雄一郎君

藤井 俊男君

峰崎 直樹君

鶴岡 洋君

山下 栄一君

大沢 辰美君

鶴岡 庸介君

国務大臣

農林水産大臣 玉沢徳一郎君

政務次官

農林水産政務次官 金田 勝年君

事務局側

常任委員会専門員 山田 榮司君

政府参考人

国家公務員倫理審査会事務局長 石橋 純二君

農林水産大臣官房長 竹中 美晴君

農林水産省構造改善局長 渡辺 好明君

農林水産省畜産局長 樋口 久俊君

農林水産省食品流通局長 福島啓史郎君

食糧庁長官 高木 賢君

本日の會議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○農産物検査法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(若林正俊君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨二十九日、沢たまき君及び西山登紀子君が委員を辞任され、その補欠として鶴岡洋君及び大沢辰美君が選任されました。

○委員長(若林正俊君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

農産物検査法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に農林水産大臣官房長竹中美晴君、農林水産省構造改善局長渡辺好明君、同畜産局長樋口久俊君、同食品流通局長福島啓史郎君、食糧庁長官高木賢君及び国家公務員倫理審査会事務局長石橋純二君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(若林正俊君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(若林正俊君) 農産物検査法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては既に趣旨説明を聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○岸宏一君 おはようございます。

大臣にお尋ねをいたしますが、私は一昨年に参議院に当選させていただきましたこの農水委員会に所属したものですから、自民党の朝の農水関係の部会にできるだけ出席したいと思つて出席をしておりますが、非常に大臣のお話で印象に残っていることがございます。

その部会で、たしか優良農地の確保の問題だつたと思いますが、まだ当時は大臣じゃなかったんですが、そのときに、今よりも優良農地をふやすべきじゃないか、いわば自給率を上げるためには計算していけばどうしてもふやさざるを得ないんじゃないか。言つてみれば、このままほうっておけばかなり私は農地は面積として減るんじゃないか、こういうふうには思つていたわけですから、そんな中で玉沢先生がそういう発言をなさつた

と。どんな方だろうと思つていろいろ皆さんから聞いてみたら、東北地方ではナンパワンの農政通である、あの人の言葉は非常に重いと、こういうふうには先輩の皆さんから聞いたわけでございます。

しかし、今回の基本計画によりますと、優良農地の確保はどうも現状並みだというふうな結果のようでございますが、この計画は私は常識的なものであらうというふうに思ふんです。

そこで、大臣にお伺いしたいのは、一般の議員である立場と、農林大臣になられるとやっぱりなかなかその辺で、自分のお考えと実際に政策として行つた場合、非常にじくじたるというんではないか、何となくしっくりしない面もあったんじゃないか、そんな氣もいたしておるわけでございますけれども、政治家として、大臣として、今回、農林大臣になられて、農政全般について特にそういった御自身の主張と実際問題難しい点がいふところあると思うので、その辺の所感をひとつお聞かせいただきたい。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 大臣になる前も大臣になつてからも考えは全く変わっておりません。私は、当委員会でも申し上げておりますように、自給率を向上せしめる上におきましては、土地利用型農業の自給率は、特に農地が確保されなければその自給率の向上はなかなか難しいということを再三にわたつて述べておるところでございます。

しかし、今回の基本計画の中におきましては、そういう観点に立ちまして自然に例えれば農地転用をせざるを得ないような形で行われておる農地の壊廃、これは年間三万ヘクタールぐらいが現実に出てるわけなんです。これが例えば十年間たちますと三十万町歩になるわけです。しかしながら、土地改良等におきまして、国が行つてゐるものもあり

ますけれども、県が行っているものもありますし、また各地域で行われているものもあるわけでありますから、そういうものを勘案して集計してまいりますと、大体それに見合うような形の農地の開発が行われるという見通しのもとに現状維持という数字が出てきたわけでございます。

しかしながら、外国から今輸入してある穀物及び農産物を農地に換算すれば二百万町歩の換算の面積が出てくるわけです。今、日本は四百八十万町歩ですから、でありますから、やはり全部一〇〇％達成しようと思いましたが二倍半の農地を造成するという覚悟がなければ一〇〇％はできません。しかし、それは日本の国土上の制限がありますから、地理的、自然的な条件がありますから大幅に何十万町歩も伸ばすわけにはいきませんけれども、単収量をふやしていく、あるいは麦、大豆、飼料作物等、これも一時的な減反、転作の作物ということよりも本格的な生産に入ることによりまして自給率を上げていく、こういうことが今回の基本計画の中に盛り込まれたわけでございます。私はやはり土地利用型の農作物におきましては基本的に農地が今後とも必要であるということにつきましてはいささかも考え方は変わっておりますところでございます。

○岸宏一君　そういうお答えをお聞きいたしました安心をいたしました。

そこで、大臣にぜひこれはお願いをしたいわけでございますが、今回の一月二十八日の総理の施政方針演説を見ますというと、字数にいたしますと一万一千三百字ぐらいだと思ふんです、総理の施政方針の長さが。そこで、調べてみますと、農業問題に言及したのは、食料問題ということを入れてですけれども、字数を数えてみますと百二字です。ですから、一％を費やしているわけでございます。

しかし、今回の当初予算と農林省の予算を比較いたしますと、農林の予算は総額のたしか四％か五％ぐらいですか、そういうことになっておる。それから、国内総生産に占める農業の生産の割合

というのはまあ二％弱ぐらいなんですか。そんなことを見ますというと、我々多くの農家を抱える山形県出身の参議院議員としては、もう少し施政方針演説にも総理大臣に御発言のフレーズを多くしてもらいたいという思いは強いわけであります。

ああいう施政方針というのは、さまざまな骨格的なことを言わなきゃならないのと言われればそれまででございますが、今回特に私これを申し上げたいのは、聞くところによりますと、大臣は大学時代に、小淵総理、当時、小淵青年だったと思うんですが、何か雄弁会で演説の指導をなさったという話を聞いておりますが、それは本当でございますでしょうか。ちよつとそれを聞いてから。○国務大臣(玉沢徳一郎君)　学生時代のことでありますから、学生時代からの友人であるということでございます。生まれは年も同じなのでございますが、私の方が大学に入るのが一年早かった。そうすると、小淵総理が入ってきたときには一年生ですから、私は二年生ですね。そうしますと、雄弁会の中には演説練習幹事というのがございまして、これが一年生を指導するといいますが、そういう立場に立つわけでございます。したがって、小淵総理も新人生でございまして、で、みんな集めまして毎日一時間発声練習をやる、そういういわば下士官みたいなものでございまして、私も、新兵扱いの、そういうわけでございます。それから、昭和三十八年の総理の初当選のときでございますけれども、同じく大学院に入っておりますので、そこからの立候補でございますから修士ですね。二カ月前から参りまして、行動をとらしたしまして、選挙を戦いまして当選をいたしました、こういうことでございまして、それ以来の関係でございます。

○岸宏一君　ということをお聞きして、ぜひこれは大臣からお願いしてもらいたいと思ひますが、やはり総理大臣として、農業の重要性は、ただ単に生産面のみならず、環境や国土保全、その他多面的な機能を持つておいて、国民の福利厚生、福

利向上に大変大きな意味合いを持つていられることを農林大臣からぜひ総理に何回となく申し上げていただいて、アドバイスをしていただいて、これからの省庁再編によりますという内閣府が非常に強力になるわけでございますから、そんな意味で、そのトップの人に正しく理解してもらわないとこれはよくないと思ふんです。

そういうことでぜひ、玉沢農林大臣だからできると、こういうふうには確信しておりますので、よろしくお願ひをいたしたいと思ひますが、どうでしょうか。

○国務大臣(玉沢徳一郎君)　これは個人的な関係というよりも、お互いにその衝にある者として、やはり総理の施政方針演説の中に農林水産業の関係についてより多くのスペースを割いていただくといいことは大事なことでございますので、今後とも申し上げていきたいと思ひますが、委員からも、同じ党の総裁でありますから、委員からの御発言等もお願いを申し上げます。○岸宏一君　どうもありがとうございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

大臣、この前、城総務審議官がお亡くなりになりました。非常に惜しい人材を失ったことと思ひます。大臣もさぞ残念に思つていらっしゃると思ふんですが、どうも私もから見ております。うんと、今、農林省はさまざまな不祥事で、特に構造改善局なんかは悪者扱いでございますけれども、そういう方々の中にはいらっしゃるかもしれませんが、城総務審議官のように本心に、恐らくは今回の基本計画づくりでかなり過労があったのではないかと、いふうに想像されるわけです。

ついきのうも農林水産省の課長補佐の方に、あなたは超過勤務をどれぐらいしたのか、時間外勤務をどれぐらいやりますかと聞いたら、一月に二百五十時間です。大変な仕事をやっていらっしゃるわけですね。そういうことを国民の皆さんもよくわからないし、新聞では悪いことばかり出ますから。我が国の政府の職員皆さんはよく働いていらっしゃる、こういうふうにおもひます。

と同時に、今回のこの城さんのお亡くなりになったことは職員の皆さんの健康管理という面で問題があるのではないかと。大臣としてもいろいろ思いをいたすことがあると思ふんですけれども、官房長でも結構でございますけれども、この問題についてどうお考えになつてどう対処しようとしているか、お聞きしたいと思います。

○政府参考人(竹中実晴君)　職員の健康管理についてのお尋ねでございますが、経済や社会が大きく変わつてまいります中で行政ニーズも変わつてくる、大変高度化してまいりますとか、昨今の課題といたしましては、中央省庁改革への対応、あるいは今お話ししましたように基本計画の策定等を含めます農政改革への取り組みなどによりまして、現在、職員全体として役所の業務量が相当増大しているということは事実でございます。そうした中で、長時間、長期間にわたります超過勤務が職員の心身の健康に与える影響というものを私どもも憂慮いたしております。極力、業務処理方法の改善なり事務の簡素化等に努めているところでございます。

職員の健康管理につきまして、これは大変重要な問題と考へておりました、毎年度定期的な健康診断や成人病の健康診断も実施しております。特に長期間、長時間の勤務を行った職員に対しましては特別の健康診断を実施するというようなことも行つたなど、職員の健康管理に努めているところでございます。

ただいま御指摘いただきましたような点も含めまして、私どももいたしまして、今後とも業務の処理の仕方の改善なりあるいは健康管理、健康診断といった面での改善にさらに一層努めていきたいというふうに考へております。

○岸宏一君　どうぞぜひとつよろしくその辺も頑張つていただきたい。

大臣、時間も余りありませんので端的にお答えいたしたいんですが、私、地元に戻りますというところ、このごろ農家の皆さんから、しかも農家のリーダー的な役割を担っている方々からこんなこ

とを言われるんです。

先生、おらだはもう三割バッターになったと。これは何ですかというふうなことを聞きました。聞きましたら、減反は、山形県の場合ですけれども、おらのところは三割だと。米の値段も三割下がった。それから、今回、農業者年金が大変だというところで、政府の素案のようなものというんでしようか、これが平均すると年金の給付が三割カットというところでもない話だというふうなことで、どこへ行ってもそういう問題が出される。今の農家の最大の関心事は大豆の転作とこの農業者年金の問題じゃないかと思うんです。

そこで、大臣として具体的なことは多く語れないかと思うんですが、きのうも実は全国の農業委員会の会長さんがみんな集まってその協議をしたわけですから、全中とのうねん倶楽部との最終調整をして政府に要求するということになるのでございます。確かに、年金財政の困難さはございます。しかし、その責任はやっぱり政府と政治家が担うものであると思うんです。

この際、大臣として率直に、農業者年金を改正するに当たって農家の皆さんに負担のかからない方向でやっていきたい、須藤議員も質問されておりました、ぜひそういう御発言を期待したいと思うんですが、どうですか。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 農業者年金制度をどうするかというお尋ねでございますが、まずこの農業者年金制度が果たしてきた役割、また現状、今後の方向をしっかりと見定めていかなければならぬ、こう思います。この制度は、発足以来、農業者の老後生活の安定及び農業経営の若返り、農地の細分化防止と規模拡大に寄与してまいりました。

一方におきまして、年金をめぐる情勢は大きく変化しまして、世代交代、若返りよりも担い手育成が重要となっているという政策面の問題、また加入者一人が受給者三人を支えなければならぬという財政面の問題が表面化しております。○岸宏一君 もっと簡単に。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) こういうような状況を踏まえまして、本制度の改革に当たりましては、食料・農業・農村基本法の理念に即した形で関係者の理解と納得及び年金財政面での長期安定が得られる制度にしていきたいと考えておるところでございます。

簡単に、こういうことでございますが、簡単にはなかなか答えられないわけでございまして、こういう経過を経た上で、今この農業委員会系統及び農協系統におきまして現場からの組織調整、意見集約が行われていると承知しておるわけでございまして、そうしたことも踏まえまして今後検討してまいりたいと考えております。

○岸宏一君 確かにそれは簡単には答えられないわけですが、端的に大臣としての意欲を示していただきたいという意味で申し上げたことでございまして、誤解なきようお願いしたいと思います。それでは、時間もございませんで検査法の一部を改正する法案についてお尋ねいたします。いろいろ質問を用意してきたんですが、これは政務次官にお尋ねいたします。

これを民営化することは行政改革の趣旨から非常にいいことだというふうに思っています。そこで、国民にもわかりやすく、具体的にどんなメリットがあるのか、それから、民間の制度になりますかという、国がどんな役割を担っていくのか。それから、信頼性、公平性、こんな問題も上ってくると思います。これをどう確保していくか、こういったことをこれから、統一性は全国的にどうするかということをお答え願いたい。

それと、私が心配しておりますのは、この制度をやった場合、食糧庁の検査事務所というんですか、食糧事務所の職員は当然減らすことができるか、食糧事務所の職員は減つていきなりとした方向性を国民に示す必要があるんじゃないか。確かに本所も支所も数は減つていきますけれども、食糧事務所の職員の人数は、私が調査室から聞いた資料によりますと、平成六年から平成十一年末で千二百人しか減つておらない。これをどのように

していくか、この点をお答えいただくことで私の質問を終わらせていただきます。

○政務次官(金田勝年君) 委員から本法案につきまして数多くの質問をいただいたわけでございまして、まず検査業務を民営化することによりましてどのようなメリットが期待されるのかということでございますが、今回の改正によりまして具体的に申し上げますと三点あるのかなと、こういうふうに考えております。

例えば、検査の大宗を占めます米の場合について見ました場合には、実際に業務の主要な担い手と見込まれます農協等の出荷取扱業者にとりましては、集荷それから販売と検査を一元的に行うことが可能となることによりまして、集荷・販売計画に沿った柔軟な検査の実施が可能となるのではないかと、こういうことであります。それから二つ目は、複数の民間検査機関の参入によりまして競争が働きますと、そして相互に創意工夫を発揮することができるということで、より効率的で検査を受ける側のニーズというのに即応した検査の実施が可能となるのではないかと。そして三つ目は、行革の理念でもあります行政組織の減量にもつながるとともに、また一方で民間の側にも新たな事業の機会が開かれるであろう、こういうふうな考えられるわけであります。この三点がメリットかなと、こういうふうに期待をしておるわけであります。

それから、民間検査制度になりました場合に国が果たすべき具体的な役割はなおどういうものがあるか、こういうことであったと思います。これにつきましては、今回の改正で検査の実施業務を民間にゆだねるわけではございませんが、国が全面的に手を引くわけではないうことです。つまり、公正かつ円滑な取引の確保など農産物の検査の果たす役割として機能というのが適切に発揮されるように、制度の企画立案あるいは民間検査機関に対する指導監督等といった事務を遂行していく果たすべき役割があるのではないかと、こ

ういうふうに考えておるわけであります。それから、民間検査の場合の信頼性、そして公平性をどういうふうに確保していく考えか、こういう点でございます。

その点につきましては、やはり国として登録検査機関に対して適切に指導監督を行っていくことであらうかと思っております。具体的には、その登録検査機関の業務開始に先立ちましては、検査を適正かつ確実に実施する上での必要な能力、体制を有する法人にのみ検査業務への参入を認めていくということとともに、業務の開始前にその業務規程を提出させて、業務内容等の確認を行いついて、内容が不適当と認められる場合にはその変更を命じるということにしていきたい、こういうふうに考えておるわけであります。

また、不適当な事態が発生した場合の是正措置として、改善命令を発出した業務停止命令あるいは登録の取り消しといったような厳正な対応を行うということを考えまして、その民間検査の信頼性、公正性が担保されるというふうに頑張っていくきたい、こういうふうに考えておるわけであります。

それから、組織の点でございます。これにつきましては、民間検査への移行に伴いまして食糧事務所の定員の見直しが必要になるのかという観点につきましては、これにつきましては、例えば今支所を例に出しましたが、食糧事務所は食糧事務所の事務を担当する機関でありますけれども、検査の業務だけが支所の仕事ではないわけでありまして、けれども、その主要業務の一つであるということになるわけであります。今回の民営化に伴いまして、支所の組織についていくことにならうかと考えております。その具体的内容につきましては、平成十三年度の組織要求を取りまとめる八月までに詰めていきたい、こういうふうに考えておるわけであります。

以上であります。○小林元君 民主党・新緑風会的小林元でございます

ます。

今回の農産物検査法の改正は規制緩和の推進の中で打ち出されました。そして、行政改革の一環ということで今回の提案になったと思います。

現在、大きな流れということで行政改革ということが言われているわけでございますけれども、官から民へ、そして中央から地方へというのが大きな流れであるというふうにも認識しております。すし、大臣もそのようにお考えかと思ひます。

そういう中で、民営化への移行あるいは規制緩和、地方分権、そしてまた行政組織の見直し、あるいはその他倫理性の問題等々いろいろあると思ひますけれども、まず初めに民営化への移行あるいは規制緩和について、農林省として基本的なお考え、そしてまた当面する課題というものはどういふものがあるのかということをお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) まず、この法律の趣旨でございますが、やはり国が行ってきたものを民営に移す、こういうことで行政改革の趣旨を実現するというのが第一点であります。

それから同時に、規制緩和でございますけれども、国があるいは社会が活力あるものとなるように規制緩和を推進する、そういう観点から政府は規制緩和を推進三カ年計画に取り組んでるところであります。農林水産省におきましても、対象となつてゐる計画事項等について今国会に所要の法案を提出するなどその着実な推進に努めていくところでもあります。

具体的には、現在、審議をいたしております農産物検査法の一部を改正する法律案のほかに、農地法の一部を改正する法律案、砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案等を提出してゐるところであります。今後ともこの法案の成立を見た上で着実な規制緩和の実施に取り組んでまいりたいと思ひます。

○小林元君 次に、地方分権についても大臣の所見をお伺ひしたいと思います。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 農林水産分野にお

ける地方分権につきましては、これまでも地方分権推進委員会の勧告を受けまして、保安林の指定・解除権限等の都道府県への移譲、地方公共団体に對する許可、認可等の関与の縮減等を進めてきたところでもあります。また、中央省庁等改革基本法における農林水産省の編成方針や食料・農業・農村基本法におきましても、地方分権の推進に十分配慮し、国と地方公共団体の適切な役割分担や地域の特性に応じた施策の展開など地域の実情を重視した考え方が盛り込まれてゐるところであります。このように考え方を基づきまして、地方分権のあり方につきましてもできるだけ協力をしたいという考えで取り組んでまいりたいと思ひます。

○小林元君 地方分権といつても、いろいろな権限を移譲する地方分権推進計画があつたわけでございまして、そういう中で、地方団体はもつと権限、財源というものを移譲してもらいたいというところが強く求められたということは大臣も御承知かと思ひます。

そういう中で、農林省は、地方団体に對する補助金、県あるいは市町村に對する補助金が公共事業を中心と大變たくさんあるわけでございまして、やはり、こういうものがこの間の残念な事件、不祥事、そういうものにもつながつてゐるのではないかと。まず、その配分について、いろんな陳情合戦といひますか、そういう中で、癒着の問題、あるいはその使い方についてもいろいろあるんでしようけれども、二段階になつてゐるわけでございまして、そういうものをやはり地方の自主性に任せて、これは農林省だけの問題ではありませんが、国全体として財源というものを移譲し、地方の自主性にのつとめてそれぞれの地域の発展を願うということがあろうかと思ひますが、特に補助金、財源の問題について大臣のお考えがあればお聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 補助金を行つて事業を行うということでも成り立つておるわけでありますけれども、しかしその場合におきましても、ど

ういう事業をやるか、どういふ施策をやるかということについては、あくまでも地方自治体がまず計画を立ててそれを申し出て、そして地域づくりをやるという観点からなされておるわけでございまして、そういう観点に立ちまして我々もそれを応援して農林水産政策を展開することができるよう、このようにしてやつておるわけでございまして、補助事業がそういう観点から必要であるという認識でございます。

○小林元君 大きな立場に立つて、地方分権という流れ、そういうものに沿つた考え方というものを農林省においてもこれから実現をしていただきたい、このようにふに要望をしたいと思ひます。

それから、行政改革という非常に直接的な減量化、スリム化というふうなものが求められてゐるわけでございまして。今回の問題も、そういう中で民営化の問題が出てきたわけでございましてけれども、これに限らず農林省として、これは省庁再編というふうな問題もあつたわけでございまして、幸か不幸か農林省はそのままというふうな状況でありますけれども、そういう中にあつても、省庁再編の大きな波はかぶらなかつたけれども、やはり組織の再編、効率化、こういうものは引き続きやつていくべきだろうというふうにお考えでございまして、その辺についても大臣のお考えをお聞かせください。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 農林水産省はほかの省庁とは違ひましてその主体はそのまま残して再編するという形であるわけでございましてけれども、しかし行政改革の趣旨を十分体しまして、食料の安定的な供給や、農業の有する多面的機能の發揮という役割の十全な機能を確保しつつ、効率性の高い事業・組織運営を図る観点から行政改革に取り組んでまいりてゐるわけであります。

○小林元君 特に、ただいまの答弁にありましたけれども、透明性の確保、先ほども申し上げましたけれども、補助金等に関連しまして、あるいは箇所づけ等に関連して、やはり透明性のあるもの、これが問われているわけでございまして、どう

ぞその辺を十分にやつていただきたい。それでは、いよいよ農産物検査制度の問題であります。

今回、民営化ということの提案があつたわけでございましてけれども、この検査制度そのものは日本独特の制度だといふふうに私は思つてゐるのでございましてけれども、海外における農産物検査の現状というものを御承知でしたらお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府参考人(高木賢君) 全国といひますか、全国家を網羅的に調査したわけではございませんが、私も承知しておりますのは、米につきましては、アメリカでは我が国と同様に検査制度に関する法律がありまして、国の機関が検査を実施してゐるというところでございまして。

また、タイにおきましては、検査制度に関する法律はありませんけれども、商務省が認可をした民間検査機関が検査を実施してゐるというところでございまして。

それから、オーストラリアにおきましては、生産者の協同組合による自主検査が行われてゐるというところでございまして。

それから、麦につきましては、アメリカ、カナダにおきましては我が国と同様に検査制度に関する法律が制定されておまして、これに基づきまして国の機関または国の委託を受けた民間の検査機関が検査を実施してゐます。

また、オーストラリアにおきましては、生産者の代表組織が小麦輸出を一元的に管理してゐるというところでございまして、その麦につきましては、サイロ公社という州法に基づいて設置されたサイロ公社、これが検査を行つてゐるというところでございまして。

○小林元君 今伺つておると、どちらかといふと輸出国といひますか、そういう中で実施をされてゐるというふうにお聞ひたわけでござい

が、これは要するに国内流通に關しての検査なのか、いわゆる輸出をするという中で國際的な信頼性を確保するという観点での検査制度もあるのか、その辺はいかがなんでしょうか。

○政府参考人(高木賢君) ただいま申し上げた国は大体主輸出国でございます。日本も昔、生糸の検査というのは輸出検査から始まった経過もございます。やはり、輸出品の品質確保、輸入国におきます信頼の確保という点から検査が始まったのではないかと見えております。

○小林元君 そうしますと、日本では大正時代から都道府県、その当時は都府県と申すけれども、府県の検査というふうな形でスタートをした。戦中に國營検査といいますが、そういうふうになつて、戦後もそれが引き継がれてきたという状況だと思ひますが、やはり輸出というふうなことはなくて、何といひますか、生産者、農民というものが弱者である、そういう中で、公正な取引の中で安定的な経営を圖ろうというふうなことがあつて、こういう検査制度になつたのかなというふうに思ひます。また米麦が國家管理という中で政府買入れ、その中で公平な検査をして公平な価格設定をするというふうな必要性の中であつたわけでございます。

今回、改正の中で、この第一条については、國營検査が民營化をするというだけの中身になつておりました。昭和二十六年でしようか、この目的を見ますと、農産物の公正、円滑な取引あるいは品質の改善の助長、農家經濟の發展、農産物消費の合理化、その当時、農産物消費の合理化というふうな点が入つていたというの、これは先見性があつたのかなというふうに感じております。

ただ、この条文の目的というのは大變網羅的でありまして、本當のポイントは何なんだろうとか、この検査制度のポイントというのは何なのかというところが必ずしも明らかに読めないように思ひます。ですから、その辺はどうかでございます。

○國務大臣(玉沢徳一郎君) 今、委員が御指摘の

ように、農産物検査法は、第一条で、公正かつ円滑な取引と品質の改善の助長、農家經濟の發展と農産物消費の合理化を目的として掲げておられるわけでございます。

これを具体的にそれぞれどういう趣旨であるかということをお申上げますと、生産者にとりましては、検査で高い評価を受けることを生産の目標とする。ことにより品質の改善、手取りの向上というメリットが期待できるところであります。流通事業者にとりましては、取引当事者双方が検査結果を信頼すること、取引の都度、現物を確認する必要がある。流通の公平、公正、円滑化が図られるところでありまして、消費者にとりましては、検査結果を反映した適切な表示がなされること、的確な商品選択が可能になつてくると存じます。

こういうことが農産物検査の果たす役割であると考えられるわけでございます。第一条の目的は、そのまゝ引き継いでやつていく、こういうことでございます。

○小林元君 大變模範生の、優等生の答弁じゃないかと。

全くこの第一条、読めば読むほどここにポイントがあるのかなというふうな感じがしているわけでございます。先ほど私が申し上げましたように、非常に規模の小さな弱い立場の農家といひますか、そういうものの安定的な経営を確保していくんだということがやつぱり第一の検査の目的ではないか。そうでなければ、この検査というものを本當に義務検査というふうな形で置いておく必要があるのかという問題にもつながっていくんじゃないかと思ひます。しかも、この検査というのは農家負担でやつていくわけですから、これはやはり検査を受けるメリットというものを農家が自覚していくということが必要であります。

この間も私の知っている農民の方が、規模としては結構大いんですが、三町歩、三ヘクタールの水田を耕作している専業農家でございまして、この間、この間といひますか、昨年の秋の出来秋に検査を受けた。今まで一等米以外になつたことは

ないんだが、今回の検査で二等米になつちやつたということで大変はやておりました。七十万円がふいになつたというふうなことでございまして、大變深刻だ。必ずしも検査に納得できないような顔をしておりましたけれども、虫にやられたというふうな指摘があつて格付が落ちたということでありまして、国の検査だからなというふうなことも言つておりましたし、やはり検査というものは大事なのか。特に、一生懸命やつてい

る農家、立派につくつていられる農家にとつては、こういうものがあつて安心できるという面もあるのではないかと、いふに何つていたわけでございます。

最近になりました消費者の問題、これはJASとの関連を後で聞きたいと思ひますが、そういうこともありますからあれでございます。けれども、やはり生産者の経営安定を圖るということが第一ではないかというふうな思つております。それから、検査制度そのものにつきまして、國營であろうと民營であろうとこれを引き続き存続させるというこの提案であるわけでございます。これに關連して、私は廃止論者ではありません。けれども、ちよつと極論を言わせていただきます。これは本當に必要か必要でないかと、先ほど来やつておりますけれども、そういう議論があつて、やはりこれは存続させるべきだという中でどういう形で残すか、あるいは簡素化、効率化をどうすべきか、そういうことがあるんだらうと思ひます。廃止か存続かというふうな議論はおありになつたのかどうか、あつたとしたら御紹介をいた

だきたいと思ひます。

○政府参考人(高木賢君) 極めて一部に、果実や野菜のように自主検査で足りるものではないか、こういう御意見があつたことは事実であります。しかし、やはり米とか麦とかいうものは外観から品種とか銘柄とか品質というものを判別することが非常に難しいものでございます。

したが、いまして、大多數の御意見は、生産者はもとより流通業者の方、消費者の方も存続を希望する、しかしそれは今の行政改革の流れの中で必ずしも國がやる必要はない、制度としてしっかりとした公正な検査、適正な検査の担保ができればそれでよいではないか、こういうことが大方の御理解だといふふうな思つております。

○小林元君 この制度を存続させるということでありまして、現在、JAS法の改正も行われて、来年度の四月から新しいスタートがされるわけでございます。本検査制度と、二十六年當時はJAS法なんといふのはなかつたわけでございますが、そういう中で、先見の明があつて「消費の合理化」といふような文言が入つていられるわけでございます。

今、長官からも答弁がありましたように、消費者の立場からも検査は必要だといふ話があつた。それでございまして、消費者の方から見て、この検査制度とJAS法の規格表示との役割分担といひますか連携、こういうものについてはどのようにお考えになつておりますか。

○政府参考人(高木賢君) まず、JAS制度と農産物検査制度との役割分担ということでございます。これは農産物検査法の対象の農産物の特性あるいは検査内容の相違というところで制度として振り分けております。

具体的に申し上げますと、米とか麦、これは日本の國民の主食であります。この円滑な生産、流通のために義務検査が必要であるというふうな考へております。この点が、格付が任意であるJAS制度とは異なるものでございます。

それから、産地とか品種、先ほども言ひましたが、米、麦は外観ではわかりにくいわけでございますが、産地や品種などの銘柄、こういふものの確かな判定を可能とするためには、生産者が受検する場合には産地で検査を行うということが必要不可欠でございます。これは、どこで受けてもいいというJAS制度とは異なるわけでございます。

それから三つ目には、対象農産物が政府買い入れなどの公的制度的対象とされているというものにつきましても、生産者が買入れられてもらうために、例えばいかなる場合でも生産者が検査を受ける機会を確保する必要があるということでございます。これにつきましては、本農産物検査法案におきましては、民間機関による検査業務の実施が困難な場合には国が臨時特例的に検査を行う、こういう仕組みを設けておまして、そういった点でJAS法と異なる仕組みを設けているわけでございます。この仕組みを設けている背景には、米とか麦とか主食であるもの、あるいはその流通実態から見て産地で判定をしなければいけないというふうなもの、そういったものを対象として農産物検査制度を仕組んでいる、こういう整理でございます。

JASで今度具体的に精米表示というものが移行いたします。平成十三年四月一日から、今までの食糧法に基づきます精米表示からJAS法に基づきます品質表示というに移行することになっております。そのときに表示する産地、産年、それから銘柄につきましては検査をして、それが確認されたものでなければ表示ができないという形で連結をとっておるところでございます。○小林元君 特に、精米段階でJAS法でそういう表示がされるということでありましても、これは玄米から精米へ移行する段階で包装も変わる、表示も変わっていくということでございますから、そういう一貫した連携といいますか、国サードとしてJAS法の施行者、検査制度の実施者ではありませんが、これからは施行者ということになると思ひますが、そういうきちんとした連携を図って、立入調査とかいろいろな手段があると思ひますが、その辺を消費者の立場から見えてきつちやっていたきたい。

それから、そういうことに関連しまして、成分検査というのがこの検査法の中で規定をされております。しかし、成分検査といつても、いわゆる安全性とか食味とかということにはほど遠い内容

ではないかなというふうに思っております。

消費者のニーズにこたえるというふうな目的もあるわけでございますから、その辺の成分検査の規格といひますか、安全性、食味、そういう消費者が非常に関心の高い部分について改めていくかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(高木賢君) ただいまお尋ねの食味の検査でございますが、消費者あるいは実需者により高品質なものを求める、こういった需要が出てまいっております。平成七年から米と麦につきましましては成分検査を導入しております。

これにつきましては、食味を構成している成分、例えばたんばく質の含有率とかアミロースの含有率とか、こういったものの検査を行つているところでございますが、民営化後におきましても引き続き民間検査機関が成分検査を行つていくということ、制度としても成分検査を品位等検査と並ぶ検査の柱の一つと位置づけましてこれに対応していくということにいたしております。

○小林元君 検査制度には載っておりませんけれども、野菜、特に果菜類で農協、出荷団体がそういう成分検査といひますか、糖度を分析したりいろいろなことをして、これは表示はしておりますけれども、そういう中で市場の選別に対抗するといひますか、対応するといひますか、そういうものもやっております。ですから、義務検査とか任意検査とかという問題もいろいろあると思ひます。自主検査でも結構なのでございすけれども、消費者の立場からそういうものが今後行われることが必要じゃないかというふうに思っております。

それから、先ほど岸委員からもお話がありました、今回の民営化に当たって、やはりこれまででは公正、中立性のある国という、いわば生産者、取引業者あるいは消費者から中立な第三者機関という立場で国は検査をしてきた。もちろん、食糧制度の時代には国が全量買入れの時代もあったわけでございますから、これは国が当事者だということになっていたわけでございますが、現在はそ

れが変わつてきているわけでございますから、そういうふうな信頼性があつたというふうな思つていられるわけでございます。

しかし、今度は農協あるいは経済連ということになってまいりますと、そういう参入機関が本当に今までの検査のように公正中立な第三者機関、特に経済連、農協は経済行為をやつてい、利益を追求するという団体でもあるわけでございますから、すべてがそうかどうかは言ひませんが、そういう行為もやっておりますので、しかも取引業者の一員であるといひますので、しかもこの検査制度の根幹を揺るがしかねないという面も持つてい

るのではないかなと思ひますが、その辺、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 検査の信頼性の確保の問題でありますけれども、国は、登録機関による適正かつ確実な検査の実施を確保するため登録検査機関に對しまして適切に指導監督を行つていく。この立場を明確にして、登録検査機関の業務開始に先立ちまして、具体的に登録検査機関としての適格性を審査し、検査を適正かつ確実に実施する上で必要な能力、体制を有する法人にのみ検査業務への参入を認める。また、業務の開始前に業務規程を提出させ、その内容が不適当と認められる場合はその変更を命じることとしておるところであります。

また、不適当な事態が発生した場合は是正措置として、不適正な検査を行つた場合は改善命令を發出し、その命令に従わない場合には改善命令を業務停止命令または登録の取り消しにより厳正に対処することといたしております。また、改善命令に従わない場合は罰則がかかることとなっております。

こうした仕組みを明確にいたしまして、できるだけ民営検査の公正中立性、信頼性が確保されるように努力してまいりたいと考えております。

○小林元君 私が言つていのは、そういう経済行為をやつてい、あるいは取引業者である農協、経済連あるいは全農というふうなものがこの検査

をやる、だから間違いが起きるのではないかというふうなおそれを危惧しているわけでございます。それが起きた場合の担保措置については十分私ども承知はしておりますけれども、そういうものをどうしても払拭していく、厳正中正にやつていただくということが必要ではないか。

例えば、国の検査の段階でも、私は月曜日に水戸の食糧事務所へ行つていろいろ聞いてきました。そうしましたら、国の検査でも検査員の出身地では検査はやりなという内規になつてい、うでございます。それが、今度非常に近いところにいる、本場に朝晩顔を合せている例えは農協の職員と農家の方が検査あるいは受検する立場というふうになつていくわけでございます、非常にやる方もきつといひますが、される方も、何だおれのとときにあんなことをしてと、こんな結果を出してというふうなことで大変苦勞が多いんだらうと。

それはだめだといひではないわけでございますが、やっぱりそういうことも十分考へて、公正中正な検査というものを維持していく必要があるんだらうというふうな思ひますので、その辺は十分長官も承知していただいておりますが、本民営化に当たつて相当気を使うといひますか、十分な対応といひます。時間がありますので、答弁は結構でございます。

それから、検査員ですね。これまで国は職員が検査員、検査官といひます。これから、何の資格もいひますが、もちろん技術的な研修とかいろいろなことをやつて腕を上げて検査をやつてきたわけでございます。今度はそのことではなくて、民間の検査員ということになるわけでございます。そういう意味で、この検査水準の統一性、全国的な平準化といひますか水準を均一に保つ。

ところが、これは今度地域的ななるわけでございますから、大変にこの検査の格差といひますもの

これまでの国の、食糧事務所にもマニュアルがあるんでしようけれども、やっぱりそういうものをオープンにした上で、農業者も納得し、取引業者も納得し、消費者も納得をするような検査結果といえますか、そういうものをやっていく必要があるんです、これまで以上に、農協、経済連、あるいはその他の団体、会社、いろいろあると思いますけれども、そういうものがやるわけでございますので、その辺に十分配慮をすべきではないか。

○政府参考人(高木賢君) お尋ねのように、改めて国家試験とかということによる資格制度という厳格なものを設けるのは難しいかと思えます。しかし、やはり農産物検査を実施する人が必要な能力を持っていないとこれは困るということも御指摘のとおりでございます、これを制度的に担保しなければならぬというふうに考えております。

したがって、農産物検査員の具体的要件といいたしましては、農林水産大臣が指定する研修の課程を修了した人か、あるいは一定期間検査業務に従事した経験を有する人、このいずれかでありまして、そのうちから検査の実施に必要な知識、技能

この検査員の方の名前は登録台帳の記載事項といたしております。不適正な検査を行った人につきましては、登録検査機関に対してその検査員の検査業務への従事を禁ずるということ、したがって検査員もかわつてもらうということをする、あるいは登録台帳から当該検査員の氏名を削除するということが検査業務から排除すること、ということを考えております。こういった一連のプロセスで事実上の資格者ということで取り扱っていくたいというふうに考えております。

なお、先ほどお尋ねの中で一言申し上げておきますと、農産物検査員の義務とか規定がございまして、「公正かつ誠実にその職務を行わなければならない」というのが二十条の二項に規定してございいます。したがって、こういう公正かつ誠実にその職務を行わないということになりますと、今申し上げたように、農産物検査員として適切でないということになりますので、指導監督の十分なる対象になる、こういうふうに考えております。

○小林元君　いろいろ通告はしてありますが、時間があればのちよつと飛ばしていきいたいと思います。

参入機関についてもいろいろ先ほど指摘したような問題があるわけでございますが、そうはいましても、この規制緩和の時代ですから、やはり登録をするに当たって基準といいますが、いろいろ要件が書いてありますけれども、そういうものもこれを読んだだけでは、例えば検査員は検査数量に対してどれぐらい必要なのか、五人でいいのか十人でいいのかとかいろいろなことがあると思ふんです。あるいは、これの実施に必要な経理的基礎というんですか、資本金という意味なのかどうかはよくわかりませんが、そういうもの、そういう要件が書かれております。

こういうものは一々あだこうだと役所が判断

それから、手数料の問題でございます。

これは一応検査料収入あるいは検査経費ですか、こういうもの、これは民間移行ということで、それから、民間移行してもビジネスとしてきちんと存続できると。国がやつては赤字だが民間なら黒字になるとか、その辺ですが、とりあえず「国営、今は国がやっているわけですが、それが、そのの経常収支というんでしょうか、そういうものがありましたらお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府参考人(高木賢君) 厳密なる経費というものは推計によらざるを得ない部分がありますけれども、一応私どもで試算したところを申し上げます。

まず、手数料収入につきましては、八年度で九十四億円、九年度で九十億円、十年度八十四億円でございます。それから、人件費とか事務費などの検査の実施に必要な経費を見ますと、これは人件費などを業務で割り掛けておりまして一人一人積み上げたというものではございませんけれども、割り掛け計算によりますと八年度九十一億円、九年度九十億円、十年度八十八億円ということでございます。

○小林元君 厳密なる模式といえますか、計算をしたわけではないかもしれませんが。大体とんとんでいけると。ビジネスチャンスとしては九十億円の市場といえますか、そういうものが、今度民活ということになるのかということかと思ひます。

・そうはいいまして、この手数料収入の中で、実際には非常にロットが集まっている輸入農産物、小麦、こういうものは約半分といひますか、収入の量としてはよくわかりませんけれども、量的にいえば半分あるわけです。こういうものは非常に検査がやりやすい。例えば、一俵検査よりけ

そういう地域格差というのはいろいろあって農林省が期待しているほど、ビジネスチャンスがある、要するに民営化移行が円滑にいくかという点に問題があるのかなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(高木賢君) 地域でそれぞれ受検体制といえますか検査場所の集約がどう進んでいるのかとか、あるいはばらでの流通なのか袋なのかとこの点で多少コストに違いがあるということは事実であらうかと思います。

しかし、私どもといたしましては、その流通柳葉点を集約化する、これは既に相当進んでおりまして、今検査の場所も一万余所を割る数になつてきております。それから、流通の方も合理化という方向に進展しておりますので、そういうことから各地域間の平準化によるコスト縮減、こういうことを通じて全体として運営がうまくいくようにしていきたい、そういう方向で取り組んでいきたいと思つております。

○小林元君　行政改革推進本部規制緩和と委員会の規制緩和に関する論点公開というのが十年九月に出されております。その中で、検査手数料の設定について「五十九年以降変更されていないことから、現在では実態に合わないものとなっている。」これは説明ですから、現実には、先ほど高木長官から答弁がありましたけれども、大体収支とんとんでやっていきますと。

だから、民営化だからもっと効率的にやればビジネスチャンスとしても大丈夫だというようなお

話だったというふうには伺っているんですが、これを読みますと、どうも赤字であるから手数料を値上げする必要があるみたいな、あるいは行政改革をやる、効率化を図れというふうな、つまり赤字経営だというふうな、今も指摘をいたしましたが、地域によってはやはりなかなか経営としても大変だということになりますと、これは検査制度の存続にかかわる問題でございます。

そうなりますと、どうしても今度は料金が自由化する、業務規程の中に入ってくるというだけになるわけでございます。今までは国が例えば六十キロ五十円であるというふうな決めて、これも五十九年以來ずっとこれで抑えてきたというのかやってきましたとございます。

農家の負担ということでありまして、これについてはやはり、五年間は並行検査ですから、国が改定しない限りは改定しないと思っております。五十円以上にはならないと思っておりますけれども、やはり終わった途端に値上げだというのは何のためのこれは移行なのか、農民負担がふえてしまうのではないかとこのことを恐れるわけでございます。現に、全中あるいは経済連のお話を伺いました。そうしましたら、やはりなかなか腰が重いようであります。食糧庁との間でどんな話があるかわかりません。極論を紹介すると問題になるかもしれないけれども、とりあえずカントリーエレベーターのような効率的な検査ができる部分についてやってみて、試運転をしてみたいというような大変慎重な発言でございました。

それから、手数料につきましても、やはり農民の負担を重くするわけにはいかないということになれば、検査の効率化といえますが簡素化というふうなことで、何とかその取引あるいは検査の御迷惑をかけないような工夫をして五十円ということとを十分頭に置いてやらざるを得ないということなことがあったのであります。その辺についていかがでしょうか。

○政府参考人(高木賢君) 検査の手数料につきましては五十九年度以降変更されていないというこ

とですが、これはまさにいろいろな合理化努力にもよりまして償うように努力してきたわけでございます。それが民営化後もどうなるのかということとでございますが、やることは検査ということが基本的には同じでございます。検査方法の見直しなり規格の見直しということが必要最小限のものにというのが基本的な方向でございますが、そうはいってもそんなに大きく変わるということは想定しないわけでございます。先ほど申し上げましたように、ばら流通の進展とか検査場所の集約化とかいろいろとコスト削減の努力を行う、こういうことでございますので、不当に高い手数料が設定されるということは制度的にもこれは是正命令とすることがあるわけでございますけれども、そういうものも活用しまして、適正な手数料が維持されるようにしていきたいと考えております。

○小林元君 最後の質問でございます。今回の民営化によって、民営化移行への問題もいろいろ御指摘を申し上げたわけでございます。そして、移行をする側、つまり国の側におきましても、先ほど岸委員からもお話がありました、食糧事務所の統合再編、もう既にスタートをしているわけでございますが、この移行によって、三千八百人ですか、専任と言わなければならないわけでもないけれども、主としてやっている方が千七百人もいるということでありまして、ですから、食糧事務所あるいは支所の問題、それから定員の問題、いろいろあると思っておりますが、六年後に完全に民営化するということになるわけでございます。

例えば、仮に余剰人員が出るといふことになりますと、新たな配置先といふことが、そういうものも必要でございますし、大変な取り組みが必要ではなからうかと思っております。最後に大臣のこれについての取り組みの決意をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 行政改革の趣旨に基づきまして、国家公務員の定員につきましては、国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画を受けまして、中央省庁再編前の適切な時期

に新たな定員削減計画が定められると聞いているところであります。

食糧事務所の定員につきましても、この定員削減計画において、主要食糧の需給、価格の安定のために食糧事務所が行う業務を踏まえ、農林水産省全体の定員のあり方の一端として詰めてまいりたいと考えておるところでございます。

農産物検査の民営化によって、農産物検査官のうち検査業務に専任に従事する者約千九百名につきましましては、検査実施業務そのものはなくなりまして、一方で民間検査の指導監督業務が必要となります。現在、指導監督業務に必要な人員の検討を行っているところであります。またこれとの関連で削減が可能な人員の検討を行っているところでございます。

○小林元君 以上でございます。

○山下栄一君 前半、私は検査法にかかわる質問をさせていただいて、後から今回の接待汚職の問題についてお伺いしたいと思っております。

今、小林委員からの質問を聞きながら、また私自身もこの法律の改正、勉強させていただいて感じましたことは、検査業務を民営化するというところで一見希望が出てくる話のように感じているんですが、ところが、いろいろ今のやりとり聞いていまして、希望がだんだんなくなっていく話というか、そういうことを感じたわけでございます。素朴な感想でございますけれども、一体何のための民営化なのかということが、いろいろおっしゃいましたけれども、何か聞けば聞くほどはつきりしてこないというか、そういう感想でございます。

まず、行政改革の観点ですけれども、行政改革もこの法律の改正によるメリットの中心に考えられておるわけですね。もともとそういう行政改革の観点からの今回の見直しであり民営化であろうと思うんです。ならば、先ほど私が質問させていただく直前の大臣の御答弁ですけれども、千九百人今まで検査業務に携わっていた、その方々がそっくりそのまま削減されるわけじゃない、指導監督業務も残ると、こういうお話でございました。

この五年間で完全民営化するというふう聞いておるわけですが、農水省はこの農産物検査についてはこれだけ人員削減するんだという計画を明確にしない、行政改革というところが大きくこの法律改正の目的となっておることから考えて、目的達成できないというふうには思っています。五年たつたらこれだけ人員削減できるというふうなことをこの法律改正の提出と同時に農水省としてのお考えを明確にしないと、私は、ちよつと国民に対して責任を果たせないのではないかと、そうではないかと思うんですけれども、この点のお考えをお聞きしたいと思います。

○政府参考人(高木賢君) 定員に関するお尋ねでございますが、この法律の施行につきましても、平成十三年四月からの施行を予定しております。十三年四月から五年をかけて民営化して、こういうことで法律上も明記しているわけでございます。したがって、仕事の面でもどういうふうな民営化をしていくのかということがございまして、仕事の大きな転換という整理でございます。したがって、先ほど大臣からも御答弁申し上げましたが、新たな定員削減計画が定められるという情勢になっておりますので、その定員削減計画におきまして、食糧事務所の主要食糧の需給安定、価格安定のために行っている業務、こういうものを踏まえまして、農林水産省全体の定員のあり方の一端として詰めてまいり、こういうふうな考えているわけでございます。

したがって、現時点でお示しできないというののは、御指摘の点がありますけれども、そういう仕事の合理化の面と人の面の詰めと、この若干タイムラグがあるというのが実態であるということでございます。

○山下栄一君 その次に、民間への委託によって規制緩和、そして競争原理を導入するというふうな観点から考えますと、これは今まで生産者というか農家の方が払っておられた、先ほど話題に

出ておりました手数料ですけれども、手数料も民営化によつて、これは上がることになるのは大変なことなわけで、下がる方向になっていかないと民営化の目的は達成できない、これはもうごく当然の考え方であらうと思うわけです。

ところが、先ほどのやりとり聞いていましたら、何かそんなふうになっていかないかもわからぬのではないかと、この先はもう明確に下がっていくというふうにならぬと、これは何のために競争原理導入なのかと、こうなると思ふんですけれども、この点いかがでしょうか。

○政府参考人(高木賢君) 検査手数料の必要な額を規定している要因は、結局人件費が三分の二ぐらゐ占めていてございまして、人件費の単価としては、昨今の状況からしますと、これがかつてのようにならぬという情勢にはないと思ひます。それからもう一方で、先ほど来言つておりますが、検査場所の集約とかあるいは検査ロットの拡大とか、こういった合理化措置が逐次進展しておりますし、今後とも進展するといふふうに見込まれます。

そういう点を考えますと、合理化の進展ぐあいとか経営努力にもよりますけれども、下がる可能性も十分あるといふふうに見てはおりますけれども、これは何せ今後はいよいよ民営化されるわけございまして、私も一元的に何か定めると、こういうことではないのですからひとつ発言を控えておたつたわけでございますが、趨勢としてはそのような方向に向かつていっているといふふうに認識をいたしております。

○山下栄一君 なかなか明るい話になっていかなんですけれども。

国営による検査から民営による検査、これも話題になつておりました信頼性の確保、公平性をどう確保していくかといふことなんでしょうけれども、民間検査機関というのは具体的にどういふところを想定されて、先ほどからは農協等のお話が出て

おりますけれども、民間検査機関といふのはだれでもこれは手を挙げられる、ただ、明るい市場じゃないなど。どんな市場を拡大していくといふうな、ビジネスチャンスといふ話もありましたけれども、そういう分野でもないと感じるわけですね。手を挙げような民間検査機関といふのはどういふところを想定しておられますか。

○政府参考人(高木賢君) 登録制ということをとるわけございまして、一定の要件を満たせば登録をされ検査を実施する能力が生ずる、こういうことございまして。

具体的に想定しておりますのは、米の取り扱いをしておりますJA、それから業者系の団体もございまして。そういったいわゆる第一種登録出荷取扱業者と言つておりますが、地元で米の出荷の取り扱いをやつていられる方、それから県段階でそれを扱つていられる経済連、あるいは米の業者系の団体といふもの、それから財団法人で日本穀物検定協会といふいわば一種の農産物検査のお手伝いをしていられるような機関がございまして、そういったものが想定をされるということでございます。

○山下栄一君 この法律案の中の第十四条第一項なんですけれども、これも先ほどの小林委員の質問にかかわるんですけれども、農産物の生産者からの請求により行つた品位等検査、この検査機関は、その検査を受けようとする農産物の生産地を検査区域として考へておる登録検査機関がするんだと。その生産地以外のところの登録検査機関は行つていけない、こういうことなんですか。この第十四条第一項の趣旨をちよつとお聞きしたいんです。

○政府参考人(高木賢君) 米とか麦とかといふものの産地銘柄を検査するといふことございまして、これはその生産地でない、消費地の方で見たとときには一体どの何の品種であるかといふことが非常に判別しにくいわけでございます。

そういうことがはつきりいたしませんと、ひいては消費者にも御迷惑がかかる、こういうことになりまして、やはり産地でその生産情報、例え

ば、ある品種ならどの程度つくつていっているといふことになりまして、その品種がとんでもなく検査に回つてきたときにおかしいじゃないか、こういうことがすぐわかるわけでございます。

そういう意味で、いわば産地主義といふのを米とか麦とかそういったものについては不可避のものにしていける、そういう考え方で整理してござい

ます。

○山下栄一君 趣旨はわかるんですけれども、これと検査の公平性、信頼性ということになつてくると、先ほど小林委員がおっしゃつた、要するに検査する人は地域の人だ、だから検査する側もつらい、受ける側もつらいといふ話がありましたけれども、こういう問題ですね。要するに、公平性が保たれるのか、その検査は本当に信頼を得るのかといふことから考えると非常に心配な面がある。この点はどうお考えでしょうか。

○政府参考人(高木賢君) その点は先ほど来からもお話し申し上げておりますが、登録検査機関といふことで登録の際にしっかりと適格性を審査する。それから、登録検査機関の義務といふものも明定してございまして、業務規程をあらかじめ届け出てもらつて、仮にそれが不適切であればこれを変更することを命令するといふ仕組みで適正な実施を担保したいといふふうに思つております。

特に、農産物を勝手に何か格付検査をするといふことではありません。検査標準品といふものをつくりまして、こういうものが一等である、こういうものが二等である、こういう物差しをはつきりさせて、しかもこれは全国共通のものでなくてはいけませんから、現在もいわゆる目合わせといふことをやつていられるわけでも、当てはめべき規格の物差しをはつきりさせるといふことと、その当てはめについての研修といふすか技術の向上といふことをこれからも継続的にやつていきたいといふふうに考えております。

○山下栄一君 体制としてはそうかもわからぬけれども、現場の感覚でいくと、ちよつとそれで本当に確保できるのかといふ心配が残るのではない

かといふふうに感想を述べておきます。

それから、これは農産物検査法という昭和二十六年からもう五十年たつて、要するに検査対象農産物といふのはほとんど減少していく方向なんです。米、麦は義務検査。ところが、義務検査でない任意検査の対象となつていられる品物はほとんど減つていってゐる。だから、余りそういう意味で希望あふれる市場じゃないといふか、とても新しいビジネスチャンスは考えられないといふふうに私は思ふんです。

同時に、先ほどのJAS法との関連ですけれども、成分検査は米、麦、品位等検査といふものの中に米、麦以外の六品目、今回減りまして六品目、それが近いうちに五つになるかもわからぬという状況の中で、この任意検査といふのは基本的にはJAS法の対象にしていった方がいいんじゃないか。先ほど制度そのものの必要性の議論もありましたけれども、流れとしてはそういう流れになつていくんじゃないかなといふ将来展望です。

したがつて、どんな対象品目が減つていく流れ、これが時代の趨勢ではないかなといふふうにか考へていったときに、この農産物検査そのものの根幹に触れる問題ですけれども、特にこの任意検査の対象の農産物といふのはJAS法の対象で、要するに検査するのは消費者だ、こういうふうな流れが歴史の流れではないかなといふことも感じるのでありますけれども、この点いかがでしょうか。

○政府参考人(高木賢君) まず、検査量の先行きでございますけれども、かなり検査量が減つてきたのは、米の生産量が消費の減退に伴つて減つてきたといふことが大きな原因であらうと思ひます。しかし、今後はいろいろな努力で消費量を平成二十二年におきましては一人六十六キロを目標とするといふことを先般の基本計画で決定しました。これはいわば横ばいの水準でございまして、それから、麦、大豆につきましては、自給率向上の観点から、国内産麦あるいは国内産大豆の生産をふやす、こういうことでありますから、検査の対象物は増大をしていくことが期待され

るというふうに思っております。

それから、二番目のお尋ねのJAS法との関連でございますが、先ほども申し上げました米とか麦、産地銘柄が大変重視をされておりますが、ソバとかインゲンとか小豆というのにつきましても取引上銘柄が大変重視されているものでございす。これは、やはり産地でそれを確認する仕組みというのを持った農産物検査の世界でないと思っております。

それからもう一つ、大豆、でん粉、カンショ生切り干しにつきます。交付金とか政府買い入れとか、こういう農業者に対する公的支援の仕組みの対象物でございす。そうなりますと、その公的なものがきちんとした検査を受けたものでない支援の対象にできないということになっていくわけでございす。そうなりますと、検査の機会が必ず農業者に確保されなければならない、そういう担保措置を持った制度でないといけない、こういうことになりまして、農産物検査法では、仮に民間検査機関が倒れた場合には臨時特例的に国が検査をするという仕組みを内蔵しております。

そういったことから、当面十品目、合計して十品目になりますけれども、このぐらゐの品目は農産物検査法の仕組みの中で対応するということが適当な農産物ではないかと思っております。

○山下栄一君 第二番目の問題の方に移らせていただきます。

これは、冒頭申し上げましたように接待汚職の話なんですけれども、私は、これはちよつと新聞の記事を読んでいまして、読めば読むほどもうこれは非常に深刻な事態だなというのを感じております。それで、また後から国家公務員倫理審査会事務局長にもお伺いしますけれども、あさってから国家公務員倫理法に基づく制度がスタートするわけですね。国家公務員の倫理に対する不信感というのか、これはもう国民は物すごい不信、さらに今回の農水省、農水省だけじゃないでしょう

けれども、あき果てているような状況になってきておる。自浄能力といいますが、やつぱり相当覚悟しないと、これは構造的な問題だといふようなことを農水次官もおっしゃっているそうだけれども、あさってからの公務員倫理法、新制度スタートに当たって農水大臣も相当な覚悟で今指揮をとっておられると思うんですが、非常に厳しい現実だという感じを持っております。

それで、去年の一月、省内に調査委員会が設置された。設置されたのはなぜかともう聞きませんけれども、要するにこれは投書とか新聞記事とかいろいろ問題の指摘があつて調査が始まった。そして、その間いろいろな対応をされてきたわけですね。玉沢大臣も発言されております。前中川大臣も発言されておる。追加の処分も新聞に載り、また追加処分をするというふうな流れをたどっておられるわけですね。そして最終的には本省が捜索されるという事態に至つた。

では、内部調査は一体何だったんだ、こういうことが問われるわけでございまして、この内部調査をやつてこれらのは官房と構造改善局ということだそうだけれども、内部調査の限界性といひますか、限界性というかほとんど機能していないというのか、結果ではそういうことになつてしまつたわけですね。この一年ちよつとの内部調査、今も続いていると思うんですが、この経過を簡単に説明していただくと同時に、内部調査についての感想をお聞きたいと思ひます。

○政府参考人(渡辺好明君) 今御指摘がございまして、農水省の調査改善事業等の実施につきましては近年投書等がございまして、職務の遂行に係る疑惑その他の問題提起があつたわけでございす。こういうことから、十一月六日に農林水産大臣の訓令に基づいて調査委員会を設置いたしました。調査を実施したところでございます。調査の目的は二つございまして、一つは事実の確認、それから二つ目は事務の執行体制の適正化ということでございます。

めをいたしまして、大きく三つ、一つは事業の基準の明確化、あるいは第三者委員会の設置によりまして適正な事業実施をするという事業実施の適正化の問題、それから二つ目には倫理規程の遵守につきましては他の専門分野との大幅な人事交流をするというのを指摘したわけでございす。今申し上げました三つの問題につきましましてはそれぞれ改善措置を逐次実施いたしました。その後、新たな事実、つまり担当職員と関係業者等との海外旅行という報道がなされたので、再調査が大臣から指示をされました。期間を過去五年にさかのぼる、それから対象人員も事業に關係するポストに在職した職員百六名ということで広げまして、職員倫理規程に照らした調査を実施したわけでございす。

十二月二十四日に調査結果の取りまとめをいたしまして、倫理に係る事実関係につきましましては事実確認を行う、それから事業につきましましては、これは二月の報告以上に關係の公益法人も含めまして改善措置をとるよう指摘をいたしました。この報告を受けまして、十二月二十七日に職員十八名についての処分、それから全職員に対する職員倫理の保持の周知徹底についての事務次官通達というものが発出されたわけでございす。

一月に入りまして、そのとき事実を述べたのかつた点につきましましては報道がございました。こと、これにつきましては厳しい措置をとるということ、一月十一日に二名につきまして停職、減給という厳しい措置をとつたところでございす。

私ども、国家公務員としての自覚に基づく申告を前提として、強制権限がない中でできる限りの調査を行ったということ、それから調査結果に基づきまして職務執行体制については相当システムの中で改善措置を加えてきたということは、実績として評価をできるものではないかなというふうな考えております。

○山下栄一君 できる範囲で努力されてきたんでしようけれども、省内の倫理規程というのを平成八年十二月につくりました。今度逮捕されたキャリア官僚の方、あの方は倫理規程ができてからずつとツケ回し、過剰接待を受けてきたという、だから倫理規程もほとんど効果がなかった。調査の最中も平然と、北海道に出向しながら、北海道の道職員のはずやのツケ払いをやってたとか、北海道から四回にわたつてやっていたというふうな、調査の真つ最中、これ、そういう事態、だから僕は物すごい深刻やというふうな思うわけですね。あざ笑うかのごとく、規程をつくらうが、調査をしようが、全然動かないというのか、そういうことだと思ふんです。

○山下栄一君 満二十年たつて本省に捜索が入つ

た、それもこの三月に二回も入っているという状況なんです。その深刻性が僕はもう大変なものだというふうに思っています。

先ほど局長の方から対応策をいろいろおっしゃったんですけれども、僕は迫力をほとんど感じないんです。僕は、こういうときこそ大臣が陣頭指揮でこれを掃除するというふうな対応をしないと、これは起こるたびに謝って、厳正に対応しますと言って、そんなことばかり繰り返しているわけです。処分するたびにそういうことを事務次官がおっしゃったり、大臣がまた記者会見で言わなきゃいかぬというふうなことを繰り返してあるわけですね、これ。僕はもう質的には物すごく深刻だと、構造改善局だけだと思ったら別の局も入っていたというふうなことです。そんなこと、うわさでは部分的な調査では困るみたいな御意見もあるそうです。

とりあえずこういう事態になっている問題というのは一体どこにあるんだということですね。何が問題なんだというポイントを大臣はどのように認識されておるかということをお聞かせください。

○国務大臣(玉沢一郎君) 農業改善構造の問題等におきましては、当初この事業を実施するに当たりまして、事業実施の権限が職員に、非常に大幅とは言いませんけれども、職員の考えに基づいて行われるというような範囲が非常に大きい面があった。したがって、その点を改めるというようにいたしましたわけですが、構造改善事業等におきましてはいろいろと業者の方からもつけ込まれるようなことがあったのではないかと、こういうように認識をいたしておるところでございます。

○山下栄一君 それで、私は新聞の記事しかわからないんですけども、ちよつと確認させていたいただきたいんです。

これ溝上さんと言うのかな、三月二十七日でしたか、つい最近逮捕された人です。この方は香川県の農協とのつながりがいろいろあったと。スタートは十八年前の長尾町というところに中央か

ら赴任をされたということがきつかけだということなんです。それで、この方が赴任された大川農協ですか、また長尾町、それへの補助金が、赴任される前は非常に少なかったと。五年間でも、三年間でしたかな、新聞記事ですよ、これは千何百万円だったと。ところが、最近の五年間で十億を超えておると、大川農協に対しては。そういう資料をもらっているんです。

こんなことはちゃんと新聞で書いてあるわけですから、この辺は役所としても調べられて当然だと思ふんですよ。急に補助金がめちゃくちゃふえている、ふえ方が異常だということ、これちよつと危ないんじゃないのかということに疑ってみるとか、そのぐらゐのことはしつかり調べておかないと、また後追いの対応になってしまうんじゃないかなと。

これを契機に、特に補助金行政、補助金漬けとか補助金根強い癒着とかばらまき農政とかいろいろなことが新聞で活字が躍っておりますけれども、この辺の補助金行政、すべての農協とか過去異常にふえているところぐらゐは調べる必要があるんじゃないかなと思ふので、まずこの大川農協、また長尾町、この方が赴任される前はどれぐらゐで、最近はこのぐらゐふえたのかというようになことを、私先ほど新聞記事で申しましたけれども、御存じだと思ひますけれども、おっしゃってください。

○政府参考人(竹中実晴君) 御指摘の職員が過去に香川県の長尾町に赴任していたことがあるわけでありまして、出向していた時期は昭和五十七年四月から五十九年三月まででございます。

その赴任の前で補助金の推移というお話でございますが、大変残念でございますが、補助金につきましては関係の文書の保存期間が十年ということになっておりまして、現状では平成元年度より前につきましては調査が困難でございます。

平成元年度以降で見ますと、元年度には四千五百七十五万六千円、それから最近の五年間をとつてみますと、平成七年度では二億六千二百一十五万円、

八年度で四百八十九万五千円、九年度で二億九千五百七十九万七千円、十年度で一億八千七十六万一千円、十一年度で一億六千七百九十九万八千円といったような実態になっております。

○山下栄一君 大臣にお聞きしますけれども、いろいろ事実そのものは捜査の中で、報道はいっぱいされているわけですよ。報道する記者が警察に聞いてこれを書いていると思うんですけれども、聞いてかどうかよくわからぬけれども、とにかく数字が書いてある。物すごくふえておるといふことが一生懸命書いてあるわけですが、この方が行ってからは、そんなことは大臣のお耳にも入っているのかもわからぬけれども、僕はこういうことはきちつと調べられて、ほかにこんなところはないのかと。急激にふえたところ、それはいろいろ補助金行政のルールにのつとてやっている面もあるんでしようけれども、異常にふえているところはちよつとおかしいぞというぐらゐ疑ってみたいと、これは。これが普通の心理じゃないかな、国民感情からしたら。だから、この辺はきちつと調べられたらどうですか。大臣、どうでしょう。

○国務大臣(玉沢一郎君) 補助事業の執行につきましては、従来からも真に地域農業の振興に役立つよう適正な実施に努めてきたところであります。今後とも所要のデータの整理も含め、補助事業の適正な執行が図られるよう努めてまいり所存であります。今、委員が御指摘をされましたように、異常に補助事業が毎年行われているとか、そういうような実態等におきましてもおかしいと思ふようなところがあれば調査することはやぶさかではございません。

○山下栄一君 それで、まだ調査委員会は解散していませんね。これはどちらに、官房長にお聞きしたらいんですか、局長さん、済みません。

○政府参考人(渡辺好明君) 先ほどお話をいたしましたように、できる限りの範囲で調査をし、処分すべきものは厳正に処分をし、改善すべきものは改善をしてきたところであります。しばしば国

会でも大臣からも答弁いたしておりますし、また報告書の中にも明示をいたしておりますが、新たな事実が判明した場合には改めて調査を行って厳正な措置を講ずることというふうにいたしております。

調査委員会は存続をいたしております。

○山下栄一君 存続しているんですけれども、局長中心じゃ限界もある、自分の局以外のところもどんどん出てきているわけだから。

これは、内部調査も余り信用されていないけれども、僕は、大臣、陣頭指揮できちつと、ほろぼろ新聞に書かれて事後対応じゃ追いつかぬのではないかと思つています。同時に、あさつてから冒頭申しましたように国家公務員倫理法がスタートするわけですね。審査会、第三者機関もスタートするというところになっていったときに、こういう体質というのはそう簡単になくならないと思いますので、内部調査に期待するだけでは限界があるというふうには思ひますけれども、この辺の調査のあり方についての覚悟をちよつと大臣にお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(玉沢一郎君) 当然、調査委員会はみずから厳しく律してみずから厳しく処断する、こういう趣旨で始めたものでございます。しかしながら、その中におきましては、強制権限等がございませんでなかなか全般にわたりましたところ、欠けたところもあったかと存じます。

まず、今回の事業でございしますけれども、これは従来の構造改善事業のほかの案件でございまして、今捜査中でございます。したがって、この事実が明らかになって、それを把握した上で、今後、調査委員会のあり方を含め、全体の調査体制につきましても検討をしてみたいと考えております。

者に入っているわけです。

禁止行為としては、供応接待を受けること、飲食、遊技、ゴルフ、旅行をすること、ここにだめだとか書いてあるわけですが、今回これにみんな違反しているわけです。違反しているところか、逮捕されているわけですか。こういう農水省の体質的なものがあるわけです。事務局長、今回さまざまな報道がされてこういう事態に至っている、本省も捜査が入ったということに対して、あさってからスタートする、事務局長として、今回の一連の事態の感想をちょっとお聞きしたいと思います。感想、覚悟ですね。

○政府参考人(石橋純二君) 今回、農林水産省構造改善局におきまして、職員倫理規程に違反して多数の職員が懲戒処分を受けた、あるいは矯正措置を受けるということになりました。また、農林水産省の元職員及び出向中の職員が収賄容疑で逮捕されるに至りましたことにつきましては、これは極めて遺憾なことでございます。このことは、倫理審査会の会長、委員、共通の認識でございます。

議員は、先ほど来調査の問題を御指摘でございますけれども、懲戒処分を行った後にまた不祥事が発覚するという状況は、これは極めて大変残念なことでございます。部内調査といいますが、きちんとしていただく必要があるわけですが、ただそうはいいまでも、一方で調査権限を持たない調査にもおのずから限界があることも、これは率直に申し上げて事実だと思えます。このこともありまして、四月から、あさってですけれども、全面施行されます国家公務員倫理法におきましては、審査会の調査権限も活用して、任命権者と審査会の共同調査、あるいは審査会独自の調査というような調査の仕組みを設けていただいております。

審査会としましては、任命権者が調査を行う場合も含めまして、調査、懲戒手続の全体にさまざまな場面で関与していく必要があるわけでございます。調査、懲戒手続が整備されたわけでありま

すので、倫理法の全面施行後につきましては、審査会といたしましても、倫理法の趣旨にのっとり、倫理法や倫理規程違反に係ります調査、懲戒が適正に行われるよう努力してまいりたい、そのように考えておるところでございます。

○山下栄一君 ありがとうございます。

○委員長(若林正俊君) 午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時開会

○委員長(若林正俊君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、農産物検査法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○大沢辰美君 日本共産党の大沢辰美でございます。

検査法に入る前に一点、悪性の家畜伝染病である口蹄疫に対する不安がとも広がっておりますので、その点について数点お尋ねしたいと思えます。

宮崎県で広がったわけですが、不安になつた生産者の方が県庁の方に説明を求めてお伺いをしたようです。私たちも問い合わせしたんですけれども、そうしたら、関係者以外立入禁止という張り紙が県庁にあって、なかなか対応をしてくれなかつた。きつと県の方も一生懸命やっておりますし、人手不足なんだと思えます。ですから、やはり精いっぱい広がらないように努力されているんだと思えますけれども、そういう状況が生産者を一層不安に陥れていると思うんです。

こういう状況の中で、国として支援体制を一定期間、この厳しい折強化すべきじゃないかと私は思うんですが、その点いかがでしょうか。

○政府参考人(樋口久俊君) 私の方からお答えを

申し上げます。

お話しございましたように、今回の疑似患者につきましては、畜産関係者、それから県民の皆さんへ正確かつきめ細かな情報の提供をするというところは、防疫措置等々、諸般の対策が円滑に実施されるという上で大変大事なことであり、私もそう思っております。

若干お話をしますと、宮崎県では、三月二十五日に口蹄疫の疑似患者が確認をされて以降、一つは疑似患者の処分、それから移動制限の実施、それから屠畜場とか家畜市場等を閉鎖しないといかない、さらに関係車両を消毒しないといかない等々がございます。警察組織の協力も受けながら、初動防疫の体制はきちつと実施されたんじゃないかと私も思っております。

プレスリリースとか、市町村、関係団体等への説明会の開催、大変な仕事いろいろあつたわけでございます。その結果、農家の皆さん初め関係者の理解がございまして、混乱もなく進んできている、こういうふうな承知はしているわけでございます。

しかし、お話しございましたように、限られた時間の中で限られた人員でこれら大変多様な、しかも経験のない対応に追われていたということもあり得るわけでございます。個々の農家の皆さんへの対応には必ずしもきめ細かな情報提供が行えなかつた、そういう面もあつたのではなからうかと思っております。

このため、国としても既に国の方からの家畜防疫の専門家とかそういうものも宮崎県に人的派遣として行っておりますし、九州以外の各県のそういう対応ができるような人々に今呼びかけておりまして、私も私としては四月一日にはある程度の人数的な方を宮崎県の体制をバックアップするということで調整できるんじゃないかと思つて今作業を急いでいるところでございます。

なお、私も私もとしまして、確認をいたしまして三月二十五日以降、いろいろな収集をいたしま

した情報を整理してプレスリリースするとか、それからホームページに載せるとか、あるいは流通加工の関係者とか一般消費者の皆さんの理解を得られるようないろいろな情報提供に努めておりますし、さらに引き続き頑張っていきたいと思っております。

○大沢辰美君 急な事件というんですか事故です。で大変だと思えますけれども、四月一日に他府県から、九州以外からということですが、その直ちに送れるのは国の方だと思えますので、その点を重ねてお願いしておきたいと思えます。

今、韓国でも乳牛に口蹄疫の疑いがあるということも新聞報道されていたんですが、韓国からの牛肉、豚肉などの輸入が停止されたところですが、韓国政府とも情報交換を行つて協力体制をやるべきだと思えますが、やられていないんじゃないか、現在。

○政府参考人(樋口久俊君) 三月二十五日に、先ほどお話を申し上げましたように、我が国で疑似患者が確認されたということはお耳に入っていると思いますが、直後の三月二十七日に、韓国政府から、同国内で水疱性の疾病が発生し、口蹄疫を否定し得ないという情報を私どもキャッチしましたもので、我が国としましては、今お話しもございましたけれども、韓国からの牛肉、豚肉等の緊急的な輸入停止をするということとあわせまして、韓国政府に対しまして、その発生状況等についてさらなる情報提供を依頼したわけでございます。

これに対しまして、翌日の三月二十八日、在京の韓国大使館を通じて、その時点での発生状況につきまして御説明をいたしております。さらに、翌二十九日といいますが昨日と書いてもいいんですけれども、韓国より直接家畜衛生の専門家の方が来日をされまして、当方のカウンターパートといいますが専門家との間で、口蹄疫に関する当面の状況とか、その時点で持ち合わせている情報の交換を行つたわけでございます。

時期的に接近をしているという点、それから症状等から見て両国間で情報交換を行うことは大変重要なことだと思っております。現在、原因究明、いろんな調査、続けておりますので、それらの内容、逐次いろんな形で情報は収集されると思いますが、そういうものについて、あるいは蔓延防止対策等について今後とも情報交換を行っていきたく考えておるところでございます。

○大沢辰美君 どちらも清浄国ですので、その辺ではやはり原因究明の共同調査というのは非常に効果的なのではないかと思っておりますので、お願いしたいと思っております。

生産者への被害補償については、一昨日の須藤議員の質問に対しても、特に移動制限で経営が困難に、打撃を受けた場合は農家の救済の対策を講じることをお願いしたと思うんですが、それと同時に、肉用牛の肥育経営安定緊急対策事業、そういう適用だとか低利融資の事業などを検討されていると思うんですが、その後の対策、並行してやっていくっていただきたい。そのことによって生産者の皆さん安心できるわけですから、そういう点の対策、今どういう状況になっておりますか。

○政府参考人(樋口久俊君) 今お話がございました肉用牛の肥育経営安定緊急対策事業、この事業の中身自体はちよつと御質問の趣旨とは違いますが、で省略をいたしますが、これは肥育養牛の導入に必要な経費の一部を助成するという事業でございます。この要件の中に一定の制限、つまり十二カ月齢未満の牛じゃないかぬという条件になっておりますが、移動制限がかかるわけでございますので、そのことによって取引ができなかったことをどういうふうに扱うかということが例えば検討の対象になっているわけでございます。

これにつきましては、私どもとしては、事柄が事柄でございますので、特例的にそういうものも対象になるようにという方向で現在検討いたしておりますが、もうちよつと最終的な詰めを行うというところになるかと思っております。なお、このほか豚等についてもいろいろ検討を進めております。

で、なるべく早く結論を得たいと思っております。なお、移動制限を行うということによりまして、畜産農家の皆さん、一定の期間収入がなくなるということでございまして、運転資金等々必要になるということも考えてございまして、これらとあわせて早急な検討ということで進めているところでございます。

○大沢辰美君 宮崎牛というのは、私も食べたことありますが、ブランドの確立にとっても努力をされていられるところだと思っております。だから今回の、疑似といつてもやはりかかった、発生について、価格の問題も心配ですという不安がとてつもないというところを現地の問い合わせで訴えがありまして、農水省は安全性のPRはもちろんです、それでも価格が下がった場合は生産者への救済を検討していただきたいということを指摘して、次の検査法に移りたいと思っております。

農産物検査の移行について、民間移行になるわけですが、お聞きします。一点は、この農産物検査の民間移行は、検査機関に参入が予定されている経済連や農協、それに日本穀物検定協会など、そうした民間からの要望が出発点になってこういう民間移行というものがやられようとしているのか、まず大臣にお聞きします。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) これは行政改革をめぐる一連の議論の中から出てきたものでございまして、国の事務事業につきましては、官民の役割分担の適正化と民営化による業務の一層の効率化等の観点から、民間でも対応可能なものは積極的に民間にゆだねていくことが強く求められてきたところであります。

農林水産省といたしましては、このような一連の議論の中で、行政組織の改革と民間能力の積極的活用を図ることが国民的要請となつていふことを踏まえまして、農産物検査の民営化に踏み切ることにしたところであります。

J A等農産物検査の関係団体から検査の民営化についての具体的な要望があったわけではありませ

んが、関係団体等の意向を聴取するために開催した検査に関する懇談の場において、民営検査への移行により集荷と検査をあわせて実施していくことが米などの円滑な流通を図る上で重要との認識が示されてきたところでございます。

○大沢辰美君 前回の改正のとき、農業団体の代表の方が参考人としてこの委員会でお話された、陳述された内容の中に、国による検査は引き続き重要であると陳述を、その重要性をお話されていたことを文書で読みました。でも、だから、今でも該団体のところに私問い合わせをいたしましたら、当方から持ち込んだ話ではない、大臣が今おっしゃったとおり、だけれどもやるんだつたら受けて立たないといけない、そういう発言を聞いたわけなんです。つまり、これは検査機関の予定になる団体の要望でなくて、いわば国から行革という押しつけられたものであるということだ。

そこでお伺いしたいんですけれども、農協、経済連、それに参入の可能性のある流通業者も私は言うならば取引当事者ではないかと。それは本来この農産物の検査にとつてベターなものなんですか、大臣。ベターなものなんですか、一番本来の検査にとつて。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 検査は常に公平性と中立性が求められるわけでございます。そういう意味でベターか、こう言われるわけでございますが、ベターなものにするようにしていかなきゃいかぬ、こう思います。

○大沢辰美君 そこが私は、本来検査というのは今言われたように公平中立の立場から第三者こそ望ましいということのみならずおっしゃったと思うんですね。その点で、私は今やっている国の検査というのは本来の検査の技能を持っていると思うんですね。

ですから、昨年、食糧庁も関係者や学識経験者からつくられた農産物検査の実施業務の民営化に関する懇談を設けておられましたね。その議論の中でも、検査の実施主体として農協等の取引当事者を想定せざるを得ない、だからその場合は公正

中立の確保が図られる仕組みが必要と議論されたと聞いております。

五年前の改正の審議のときは、政府も、検査制度のあり方についていろいろな議論を各方面からいただいたけれども、結局はやはり検査の今日の段階、実態からいえば国の検査が最もしかるべきであるという結論が出たわけでございます。当時の農林水産大臣が答弁していらつしやるわけですね。

また、当時食糧庁が設けた検査・表示制度に関する研究会でも、「農産物検査は、取引の円滑化を図る上で信頼性の確保が重要であることから、公正・中立な第三者が検査を行うことが必要である。」という主張が明記されております。

ですから、大臣、諸般の事情から民営化するが、国の検査こそが本来望ましいというこの五年前、そして大臣の答弁、そういう経過があるわけですが、けれども、現在大臣はそういう国の検査こそ本来望ましいという考え方を捨ててしまったんですか。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 捨てたわけじゃないんです。つまり、一番大事なことは、公正な検査が実施される、保証されるということが大事だと思っております。

今、委員がおっしゃられるように、国がやってきたということはその点が大変評価されたと思うわけでございまして、そういう国が果たしてきた役割の検査における公平性と中立性が民営化された場合におきましても維持されていくということでありまして、民営化することが行政改革の趣旨から言って好ましい、こういうことでございます。

○大沢辰美君 私は、歴史的に振り返ってみても、今、大臣のおっしゃっていることはちよつと矛盾しているように思っています。

それは、農産物検査がいろんな変遷を経て確立されてきているわけですが、明治、大正、私も記録を読みまして、米穀取引関係者、地主、それから同業者組合による検査が行われてきた、

それが道府県単位の県営検査になっていったと。その後国営検査になってこの五十年が続いているわけだ。

国の検査までの同業者組合検査、県営検査の段階でいろいろなことがあつて今日に到達していると思うんです。そういうこの間の問題点が発生したからこうなつたと思うんですが、その問題点の発生というのはどういうところにあつたのか、説明いただけますか。

○政府参考人(高木賢君) 農産物検査につきましては、御指摘のありましたように、明治期の販売業者の組合による県単位とした検査の開始に始まりまして、大正時代それから昭和初期の初めにおきましては道府県営検査を経て、昭和十七年に旧食糧管理法のもとで国営検査、こういうことになつたわけでございます。

当初言われておりましたことは、その地域の利害が露骨に出てどうなのか、こういうこともございました。それから、一方ではそういうことをやると、天につばさるといいますか、自縄自縛であるという働きも一方では生じまして、かなり長い間、まさに明治三十四年に県営検査が始まって以来昭和十七年ということですから、数十年にわたりました県単位の検査が行われてきたわけでございます。

十七年の旧食糧法というのはまさに国の全量買入れ、こういうことが制度として、当時の戦時体制のもとで行われたわけでございますが、そのときに国の検査を受けた米麦でなければ政府に対して売り渡しができない、こういうことになりました。つまり、一種の国有財産になるわけでありましたから、そのものが適正なものであるか、どういふものかということについてきちんと検査を経たものでなければならぬと、そういう意味での検収検査した性格をもつて国営検査に移行してきただけでございます。

そういう性格でございますが、その後時代は大きく変わりました。食糧管理法も廃止されました。国の全量買入れの義務がなくなりまして、御案

内のように自主流通米が主体の米の流通システムということになりましたので、検収検査たる国営検査の性格も変容してきたというふうに評価をされます。

それから、先ほど来大臣から御答弁申し上げていきますように、行政改革をめぐる国民的要請という中で、行政改革の要請を優先したいですか、ひとつ優越的な考え方のもとに、しかし検査制度の円滑な運営を図る仕組みはないかということ、生産者の懇談会の場でも御議論いただき、ここには生産者だけでなく流通業者、消費者団体の代表の方も入っておられますけれども、今のような、民営化をするが必要な指導監督の規定を設ける、あるいは国が規格をつくる、こういった仕組みのものでなれば民営化をやつてもよろしい、こういう結論になつたわけでございます。

○大沢辰美君 本日に歴史がつくられた検査法だなと私は感動しているんですが、大臣、このような歴史的な経験から国による検査へと発展してきたことは事実である。では現在の食糧庁の検査ではどんな弊害、どんな公平性が失われているのか、どんな円滑な取引の障害になつてきているのか、どんな円滑な取引の障害になつてきているのか、国が今やっている、小林議員もおっしゃいましたけれども、幾ら国の検査官であつても自分の出身地の農産物については検査を避けるようにしているという本音が厳格ですばらしい検査官がいっぱいあるというのを聞いて、なお一層今の検査法は大事だなと思つたんですが、今やちやんとやられているのになぜ、こういう障害にもならないのに、問題点も発生していないと思ひます。に、民営化にするというところは、大臣、本日にこういう問題点が発生しているんですか。

○政府参考人(高木賢君) 現在、国が一元的に検査業務を担うわけでございます。そういったしますと、競争相手がいないということでありまして、コスト削減の誘因が働きにくいということとか、現場のニーズに合った検査の時間帯の設定というものが必ずしも柔軟に対応した業務運営がないという問題点も指摘されております。

もちろん、関係者はいろいろ努力はしていると思ひますけれども、現場のニーズという点から見ますと、本日に早く検査をしてもらつて出荷したいというときに順番待ちがあつたりとか、いろいろな問題があるということでございます。したがって大丈夫かという問題が一方にはございますけれども、やはり検査と販売といふことが出荷といふより弾力的に検査が実施できるというメリットもあるわけでございます。

そういった点と、先ほど来申し上げております行政改革の観点から、国の事業事務のうち民間でも対応可能なものは極力民間にゆだねていく、こういった流れの中で民営化移行に踏み切つたものでございます。

○大沢辰美君 結局は検査内部の問題ではないというところでですね。行革、いわゆる規制緩和を含めた行革だということなんです。

私たち日本共産党は、行革をすべてだめだといふふうには言っていないわけじゃないんです。だけれども、行政改革と言ふのだったら、私は、今発生している政官財の癒着、汚職などをまず正すべきであつて、また国民の福祉や安全、生活部門を切り捨てていく行革には反対しているところなんです。が、今回の検査の民営化も私はその一環だと思ひます。

だから、民間の、J Aとか経済連の要望でもない、国営検査が問題となつていっているわけでもない、改編が求められたわけでもない、専ら国の公務員の減量、組織の切り捨てが行われる改正だと思ひますので、私は本日にこれは認められないと思ひます。

私は、昨年十一月でしたか、NHKのテレビで米検査官の仕事の様子を放映していたのを見ました。「オトナの試験 農産物検査官」というタイトルで、米の光沢や粒ぞろいなど数字ではあらわせない検査を目や指先で識別していくというそれはすばらしい放映だったんですが、農家の皆さん

の良質米づくりの指導もしながら農家に納得してもらつて等級をつけるという、そのような人間味あふれる仕事に感動したんです。

大臣、何でも効率化だとか行革だとか簡素化で割り切れないものがあるということ、このような経験、歴史のある国の検査の大事さを大臣は認識していただけますか。

○国務大臣(玉沢一郎君) 公平中立な検査が行われるということは、その品質に対する保証といひますか信頼、こういうことにもなると思うわけでございます。厳格なる検査を行うという体制をいかにしてつくるかということだと思ひます。ですから、国営でやつた場合におきましても民営でやつた場合におきましても、いかにそれが確保されるかということが大事だと思ひます。

そこで、国営から民営に移るに当たりましたは、先ほど来から話がありますように、それぞれの関係者の話を聞きまして、民営であるならばこういう点を留意してやれば公正中立な検査が行われるという感触をいただきました。そして今回の法の改正ということになつたというふうに考えております。

○大沢辰美君 私は、民営化を契機に一層農産物検査自体が縮小の方向に進むことをとても心配しております。日本共産党は前の改正のときに、米の全量検査を廃止して計画米だけは義務にすることを、検査米と未検査米が市場で混入するので米の流通を困難に追い込むんじゃないか、中身について消費者の信頼性の後退にもつながるという心配の意見を述べました。

ですから、五年前ですけれども、当時約七百万トン検査されていたものが今四百五十万トンに激減しています。これは現に、現在の生産量の半分という未検査米が出てくることになると思ひます。

大臣は趣旨説明の中でも、検査の効率化を図るために民営化すると、今も述べられました。しかし、検査をする機関、農協も大変な経営状態であるということ、人、機械の整備、今でも経営が大

変だと。ですから、検査の充実でなく効率化という名のもとにどうも私は縮小が目に見えるのであります。

だから、そういう事態の中であればこそ、より充実させないといけないのに、こういうことによつて条件不利地域や取引量の少ない地域などは未検査地域がふえるんじゃないかという心配、また検査を徹底しようとすれば手数料、今も値上げをせざるを得ないという国の施策の中で、やはりこの点について非常に生産者の皆さんは心配であるという点で、その対策についてどう対応しようとしているのかお聞きしたいと思います。

○政府参考人(高木賢君) 検査の業務につきましても、やはり国民の皆さんが必要とするということであれば、これは当然存続もしますし制度として運営をしっかりとっていく、こういうことになると思います。

米の検査が減った理由の一つは、いわゆる産直ということと消費者と生産者が直接結ばれるということになりますと顔の見える関係でありますから、あえて検査ということをしなくても十分信頼できる、こういうものがあるかと思ひます。これが計画外流通米におきます検査の受検率が低い理由の一つかと思ひます。

ただ、大豆とか麦につきましては今後増産を図っていききたいということでございますので、対象数量は分母として大きくなっていくというふうに見ております。

それから、中山間地域あたりがどうなるのかということでございますが、中山間地域は確かに生産条件は不利でございますけれども、流通、集荷の体制の整備を行うこと、あるいは経済連などのより広い地域をカバーする機関が参入をいたしまして、中山間地域だけでなく平場とあわせて検査を行っていくというようなことで、検査の実施が確保されるようにしていくことを基本に考えております。

現在、いずれにしても民営化の移行につきましてもは現場の諸条件に即しまして円滑に進めるた

めに、各都道府県ごとに食糧事務所を推進者としてしまして、農業団体あるいは流通事業者等の関係者、こういった方々と協議をいたしまして、具体的な移行プログラムの作成作業を進めております。

こういった中で、中山間地域なども含めまして、具体的にどのように民間に移行していくのかということの協議、検討を行っているところでございます。この話し合いがきちんと進めば、全国くまなく民間への移行が進むというふうに考えております。

○大沢辰美君 いろいろと述べられましたけれども、私はやはり食糧行政の全体的な後退につながる、このように思えて仕方ありません。

行革の推進としての検査法の民営化はそういう立場からも認めることはできない、そのことを指摘して、今度は消費者の立場からちよつと数点質問させていただきたいと思ひます。

農産物の検査を消費者ニーズに合わせてより充実させていく方向についてなんですけれども、米については消費者が望んでいることの一つは袋の表示、これは産地、銘柄、年度が入るわけですが、これも、それと内容がちゃんと一致しているかということなんです。

これは最近、実はブレンド米の米だけれどもコシヒカリ一〇〇%のような表示がされていたという、調査した五割が不適正な表示だったと新聞報道でもあったわけです。JAS法改正によつてすべて品質表示が義務づけられて、その表示と内容の一致、これを保証していくために食糧庁、いわゆる食糧事務所はどういう役割をこの点について果たしていくのかお聞きしたいと思ひます。

○政府参考人(高木賢君) 今回のJAS法の改正によりまして、精米表示制度はこれまでの食糧法に基づくものからJAS法に基づくものに移行いたします。そうなりますと、JAS法のもとでの表示と内容の一致の確保を図る措置というのは、端的に言つて従来より強くなると思われまふ。と申しますのは、JAS法に基づきまして今度は農

林水産大臣による指示、公表、改善命令、罰則、こういった法的措置が後ろについてくるというんですか、そういう担保措置がとられるということからでございます。

今御指摘がありましたように、まさに表示と内容が一致しないといけないというのは当然でございます。そして、そういった法的措置の厳格な運用を図るといのがまず基本でございます。その中で、食糧事務所につきましては、他の行政機関と連携を図りながら、販売業者に対して巡回点検をする、報告の徴収を求める、場合によっては立入検査もするということがあります。それから、現実に市場にありますが販売品についてのモニタリング調査を実施するというところで、精米表示の適正化のための指導監督を徹底する、こういう考え方で整備をいたしております。

○大沢辰美君 今、まさに民営化に移行するという法案を出す中で検査官の廃止とか合理化が進められようとしているんですが、そういう体制を十分にとれる保障があるんでしょうか。

○政府参考人(高木賢君) 全体の定員の問題は、るる申し上げておりますように、今後の定員削減計画の中でどう対応するかということに詰めたかと思ひますが、精米表示につきましてはこのように仕事を食糧事務所の行う仕事として位置づけ、こういうことで対応したいと思ひます。

○大沢辰美君 じゃ、カドミの汚染調査問題で一点聞きたいと思ひます。

食糧庁は米、麦の残留農薬検査を行っているわけですが、カドミでは、これまで毎年行っていた一般地域、特定地域の検査に加えて、平成九年、十年産米については全国濃度分布調査を行っています。この中で一点、食品衛生法上の基準を超える汚染米が発見されたと昨年聞いております。しかし、この調査は、在庫留保をしながら分析するものでなくて、そのほとんどが出荷されてしまったという問題があったわけなんです。ですから、私は今後このカドミを初め残留農薬検査の拡充をさらに図るべきと考えらるんですが、その点に

ついてはいかがですか。

○政府参考人(高木賢君) 濃度分布調査は三万七千点余りの調査をしたわけでございます。試料点数。通常のいわゆる特定調査ですと千点内外ということでございます。非常に量が少なかったというところで、現実には時間がかかる調査の中で在庫留保ということが現実問題としてとり得なかったという事情にございます。

いずれにいたしましても、今後の調査につきましては、情報公開の流れを踏まえまして、十二年産米からは調査の結果を公表することを前提として、関係者の事前の了解を得て実施するというところなどの調査実施方法の見直しを行っているところでございます。

特に、カドミウム調査につきましては、過去に比較的高い濃度のカドミウム米が検出された地域について重点的に実施していく方針でありますけれども、具体的にどういふ点数にしていこうかということにつきましては、試料の採取方法などにつきましては科学的な検討を踏まえて決定する考えでございます。

○大沢辰美君 カドミを含めてこういう調査についてはサンプリングは今まで検査官が行つて、そして適切に行われていたと思ひます。でも、今後民間に移行した場合、その地域の汚染状況を検査するがゆえに、どこのサンプルをとるかスムーズに農協などの検査機関の協力が本当に得られるのかどうか私は非常に懸念するんですが、いかがですか。

○政府参考人(高木賢君) いずれにしても、関係者の県とか生産者団体とか調査対象者の御了解とか納得なしに強制的にやるといふわけにはいかないと思ひます。それから、最近の流れとしては、県自身がやはり自県産のもの、安全性を積極的に打ち出したいということで積極的に対策に取り組む、こういう動きも出てまいっております。要するにきちんとそれぞれの機関で行われるということが重要であると思ひます。そういう意味では、まさに食糧庁が行うものもそうしたものの

一環として関係者の納得づくで実施するということがこれからの基本的な方向ではないかと思ひます。

○大沢辰美君 私、生産者の立場からも国の検査というのは重要なことを先ほど述べましたが、消費者の立場からも安全性を国が責任を持って検査していただきたい。長年の経験が本場に蓄積されて、公正中立の立場に立てるのが国の検査官の業務だと私は確信しております。だから、この点からしても国の検査を民営化してはならないと私は思ふんですが、大臣も一度、安全性についての国の責務という点でお尋ねしたいと思ひます。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 民営に移った場合におきましても、民営までの間におきましては五年間という暫定期間もちゃんと置いておくわけでございします。その民営に移った場合に、適正かつ公正中立な検査が行われるようにそれぞれの所要の措置もあわせて行、食糧庁がしっかりと監督を指導する立場でございします。それをできるだけ徹底していくことが大事であると思ひます。

○大沢辰美君 農産物検査の民営移行を私は認めないという立場でこの件についてはもう一度、再度指摘をして、最後にもう一点違った項目で質問させていただきたいと思ひます。

子供たちの健康や、米飯を子供たちという立場から国の対策についてお聞きしたいんですけれども、米飯学校給食について食糧庁がその同化対策を検討していることはとても結構なことだと思つております。学校給食でみずから県のお米を使つておられるところは県などが独自に助成しています。都道府県は今三十を超えています。食糧庁長官は、助成をされているところを評価しているという新聞報道ももちろんございしましたし、またその拡大に期待を持っているという新聞報道が二十三日にございました。

だけれども、農水省が学校給食米についての助成をやめた結果、苦しい財政の中で、県もJAも、

そして市町村も単独で今助成しているんです。そのような認識をお持ちですか。

○政府参考人(高木賢君) 県なり市町村で単独事業として助成をしているという事例があることは承知しておりますが、それは地方交付税措置などがとられているというのが裏側にございします。

○大沢辰美君 値引きがなくなつてあと交付税でも補てんをしているという答弁ですけれども、実際には九七年からこの二〇〇〇年の三年間で米飯学校給食関係の予算が非常に少なくなつていまして、その点については今後になつていきますか。

○政府参考人(高木賢君) 学校給食の関係の予算は十二億円余でございします。そのほか、備蓄米の無償交付の制度というのが別途、学校給食のためには導入されております。

○大沢辰美君 金額について。

○政府参考人(高木賢君) これは、どの米を使うかということ、いわゆる差損が出るかということでありまして、金額での計上はちよつと今わかりません。

それから、十二億と申し上げたのはちよつと間違えました。二十億でございします。

それから、あともう一つつけ加えていただきたいんですけど、米飯学校給食に対する値引き措置をやめましたけれども、かわりに炊飯設備の拡充に対する助成とか、あるいは米飯学校給食用食器の購入支援とか、あるいは弁当持参校におきまして保温庫の設置の支援とか、今申し上げました備蓄米の無償交付、こういうことをやっております。米飯実施校数としては九年に比べて約百校十年はふえている、したがって実施校比率も従来の九八・七%から九九%になつていまして、これをあわせて御報告申し上げたいと思ひます。

○大沢辰美君 本日に各自自治体それからJA、努力しているんですね。私も地元の小学校の学校給食で、米飯で来年から本格的に週三日やりたい、それによつてどれだけ父兄負担がふえるんですかと聞いたら、一カ月一人わずか二十五円、そういうふうに言つていました。わずか二十五円です

れども、これはその市にとつては大変なんです。ね。四分の一を市が負担する、県が半分を負担してくる、そういう形で分担をしているようございします。

そういう結果、米飯給食の拡大を、各自自治体や農協なんか頑張つてお米を食べてもらおうとやつていっているわけですよ。そういう中で、この三年間でも国の予算は減つていっているという実態があるわけですよ。だから、これから本場にみずからとれたお米を地元の子供たちに食べさせてやりたいという推進拡大、そのために国は新たな措置、予算の導入を検討してこそこの対策が功をなすと私は思つております。

最後にそのことをお聞きして終わります。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 今、委員が指摘されましたように、各都道府県、それから市町村、また御父兄の方々、やはり食料の自給率を向上せしめるという点におきましても、米飯給食を拡大していくということには極めて大事なことであると思ひます。したがって、国も努力をいたします。が、国民全般の皆さんにも御理解をいただきまして消費拡大を行つていくということが最も望ましい姿勢と考えるわけでございします。

国としましては、先ほども言いましたように、米飯の学校給食を推進するという観点から、炊飯設備の拡充、また米飯学校給食用食器の購入支援、米飯弁当持参校における保温庫の設置の支援、備蓄米の無償交付等の措置を講じて御支援をしてまいりたいと思つております。

○谷本義君 私、農民運動に入りましたのは終戦後間もない時期でありましたが、米の統一国営検査制度については非常に強い思い出がございします。昭和十六年の食糧法制定時に米穀管理局長を務めておりました荷見安先生から、後の全中会長であります、団体宮から県営、そして統一国営検査への発展というのは、これはまさしく公正な制度への発展の歴史そのものだということでありました。

いろんな詳しいことを教わる中で、今思い返し

てみるならば、民営化というのは率直に申し上げて逆行ではないのかという思いが私には当初強くございしました。私と似た世代のある米作県の農協中央会長はこうおっしゃいました。私のところの米を私のところの農協職員が検査員になつて検査して、世の中のだれが信用するでしょうか。さらにまた、私よりも少し世代の高い方でありましたが、山形県の方であります、地方分権は結構ですが、やりようによつては戦前の県営時代と似たようなことにはしらないかと。戦前の県営時代では、産地間競争の名において農家には厳しい規格が押しつけられました。余升も押しつけられました。庄内のある私の先輩がこう言いました。戦前、庄内米は市場の中で名声を博したけれども、それは実に余升の多さによつてそういう状況になつたんだよという話でありました。

きょうの岸先生の冒頭の質問で、検査の公正中立性の確保問題についての指摘がありました。大臣からは公正中立性に欠くものについての改善命令から業務停止も含む厳しい姿勢をもつて臨むといった説明等々がございました。まあまあこれだったら何とかいけるかなという感じがいたしました。

この点と関連いたしまして、初めに長官に伺いたいのは、六十年近く続いた国営検査が培ってきたノウハウと検査技術、これを民間の検査機関と検査員にどう引き継いでいくかについて、簡潔にひとつお答えいただきたいと思ひます。

○政府参考人(高木賢君) まず、農産物検査員になろうとする人に対しては、検査の実施に必要な知識、技能の研修を行います。これは当然今の検査をやっている人がその担当に当たることになります。それから、最初はこの研修をやつて後はやらない、こういうことではございしません。毎年、規格を現物見本で示した検査標準品を作成いたします。これを各検査員にまで周知をさせるというのが二つ目でありまして、それから、検査シズン前には検査員の格付の適正、統一化のための目合わせというものをいたしたいと思ひます。そ

のほか、検査員の鑑定能力の維持向上のために鑑定会を定期的に行う、こういうことで、現在国が持つております検査のノウハウ、技術というものが確実に民間に移転されるようにいたしたいと思ひます。

○谷本議員 次に、大臣に受検機会の確保について伺いたいと存じます。

これまで統一国営検査が果たしてきた多くの役割のうちの一つは、どんな僻地でも離島でも公正な検査が受けられるということでありました。伺いたいのは、民営化への移行期間中はもとよりのことですが、移行後も民間機関が参入しない場合、国の責任において公正な受検機会の確保することなのか。そこはいかがでしょうか。結論だけで結構です。

○国務大臣(玉沢一郎) これは大事なところでございますから、できるだけそういう受検機会の失われぬように、むしろできるだけそういう機会が適時に行われるようにしてまいりたいということでございます。

○谷本議員 そうすると、これは大臣、これも言うまでもないことでありますが、不正等の理由で登録機関による検査が不可能になった場合とか、それから、先ほども申し上げました離島など小規模産地で民間機関の参入が困難なところなどについてはやはり国が受検機会を保障していくということではよろしいですね、そう理解しておいて。

○政府参考人(高木賢君) 制度的なことでもありますので、私から御説明させていただきたいと思ひます。

天災とか業務の停止、今、先生言われました民間検査機関があつたけれどもなくなつちやうたとか業務停止になつたという場合には、三十五条の規定によりまして国が民間検査機関にかわつて臨時特例的に検査業務を実施するということがございます。

ただ、離島の場合には、これは離島であるからということで自動的に必ずしもなりません、離島であつてもやはり民間の検査機関が一たんは

成立するということがあらうかと思ひます。しかし、その後何らかの事情で業務ができないうことが起こりますれば、それは国が臨時特例的に検査業務を行うということでございます。

○谷本議員 そうしますと、原則的には国が受検機会を今後も保障していくというふうに承つてよろしいわけですね。

それでは、次の質問に入ります。これは長官に伺ひます。全国統一規格づくりについてであります。

米の公正かつ円滑な流通を確保していくためには、流通業者がどの産地のものを取引しても同一の品位それから品質が担保されなければなりません。また、かつて団体営や県営時代に見られたように、規格づくりが不正な競争の手段にされたものでは農家はたまつたものではありせん。そういう意味で、統一規格づくりというのは農家にとつても流通業者にとつても実に重要な意味合いを持ちます。

そこで、次の二点を伺ひたいのであります。

一つは、具体的規格の内容は省令で定めることになつておりますが、大きな変化が出てくるのかどうか、これは長く説明されては時間がありませんから、端的にひとつお答えいただきたい。それからもう一つは、これまで行つてまいりました地方ブロックごとの実用標準品づくり、これは言うまでもなくこれからは持続していくべきものと思ひますが、その点いかがでしょうか。

○政府参考人(高木賢君) まず、全国統一の規格づくりでございますが、これはまさに国が全国の統一の規格を定めるということに民営化後もいたしたいということでございます。

その内容でございますが、見直しを行うということを考えておりますので、これまでのものと全く同一になるとは限りませんけれども、やはり検査の信頼性を確保するということになりまして、根幹となる部分は維持するということで、あとは生産者や流通業者などの関係者の意見を聞いた上で法律の施行時までに決定をいたしたいというふう

に考えております。

それから、二つ目のお尋ねでございますが、検査標準品、これはまさに全国統一に定める規格の中の品質を標準品という見本で表現するものでございますので、民営化後においても国が作成するという方針でございます。

○谷本議員 長官、実用標準品づくりのつくり方の問題です。これも従来と変わりありませんね。従来のやり方と変わりありませんね、関係者等を入れてというものです。

○政府参考人(高木賢君) 同様でございます。

○谷本議員 次に、大臣に、検査証明に対する申し出への対応について伺ひたいと存じます。

民間検査機関による検査証明に対して疑義のある場合の申し出に対する対応、これはどんなふうになつていくかということでありまして、つまり、申し出があつた場合の措置については省令で定めることにしておりますが、その申し出に対する具体的調査と適切な措置については国による公平中立性が確実に担保されなければならないと思ひますが、その点、いかがでしょうか。

○国務大臣(玉沢一郎) 疑義等の申し出があつた場合におきまして、事実関係の調査につきましては、公正中立な第三者たる食糧事務所職員が、検査規格に照らした品位等の再鑑定また検査実施後の運送、保管状況の調査等を行い、これにより事実を客観的に把握することとしております。その上で、検査または表示が客観的に不適当であると認められる場合には、改善命令を發出することとしております。

○谷本議員 次に、長官に伺ひます。品質改善など、出荷前の生産段階における対応についてであります。

品質の改善など、検査の目的を達成するには、出荷時検査前の生産段階での品質改善などへの対応が重要な意味を持ちます。民営化によつて、出荷前の生産段階における対応がなくなるようなことではないでしょうか。十分やっばり行つていくべきだと思ふのだが、その点、どうお考えになつて

いますか。

○政府参考人(高木賢君) これまで食糧事務所は、JAを通じて生産者に対しまして、適期の刈り取りとか乾燥調整指導ということを行うとともに、検査格付状況などの品質情報を提供するということをJAと一体となつてやつてまいりました。また、JAもみずから調査した病害虫や品質状況、あるいは食糧事務所などの関係機関から提供を受けた情報をもとにいたしまして、「農協だより」などの広報誌の発行あるいは集落座談会の開催というようなことで、良品質農産物の生産誘導を生産者に周知、指導してきたところであります。

今後、農産物の出荷当事者としてのJAが検査を行うということになりますと、これまで以上に品質に係る情報を直接生産者に伝えることが可能となります。その場合の伝えるべき情報は、食糧事務所からきちんと取りまとめて関係者に対して提供したいと、このように考えております。

○谷本議員 次に、長官に、検査手数料の問題について伺ひます。

現在、国による手数料は六十キログラム当たり五十円となつております。民営化後はどうなるかと。この点については、各民間検査機関の業務規程で定めるとされております。ということは、基本的には採算ベースを勘案し自由に定めるということになつていくのかなという気がするものであります。

だが、そういうことでよいのかどうか。全国ばらばらでよいのかどうか。さらにはまた、平場の穀倉地帯の場合には安いけれども、先ほど申し上げたような離島の場合には高いというような状況が生まれやしないのか。そうなつてきますと、やはり不公平感というのが一層強まつてまいります。

私は、可能な限り同一であつて低額であることが望ましいと思ふのでありますが、その点、どうお考えになつており、どういう対策をとられようとしておられるか、伺ひたいのです。

○政府参考人(高木賢吉) 検査手数料につきましては、御指摘のとおり、業務規程に示しまして、国に届け出る仕組みということになります。

その場合、届け出られた手数料がコストから見ても適当かどうかあるいは生産者に著しく不利益を生じていると認められる場合には、業務規程の変更命令を発出することでは正をいたしたいと思ひます。

実態にどうなるかということでございますが、民営化後におきましても、検査業務の内容というのは基本的に現行と同じであると思ひます。したがって、現に国が現在の手数料収入で検査の実施コストを賄っているということを考えますと、また移行期間中に国の検査も併存するということもあわせて考えますと、現行の手数料水準に民間検査機関の手数料も取れんということふうを考えられます。

さらに、その後でございますが、先ほど手段ということが言われましたが、検査場所の集約化は逐次進められてきております。それから、私設検査場所、効率のいい私設検査場所の増加、それからばらばら検査、抽出検査の拡大、こういった検査手法の合理化によりましてコストというものを削減させ、あるいは平準化させていくということで、全国的に見て実態に即した合理的な水準が維持されるように努めていきたいというふうにご考えております。

○谷本観君 もう一点、長官に伺います。それは民間検査機関による報告義務の問題であります。御存じのように、水田を中心とした土地利用型農業活性化対策大綱は、生産者を主体とした計画生産を実施するとしております。とするなら、計画生産に必要な情報が必要になってまいります。米について言うならば、民間検査機関による検査結果の報告も欠かせないものとなるのでありましょう。その報告内容、具体的にはどんなものをご考えておられるか、いかがでしょうか。

は、基本的には現行制度のもとで実際に行つた食糧事務所の支所からの報告事項、これを踏襲する考えでございます。

具体的に申し上げますと、検査の年月日、検査を行った農産物の種類、等級別の数量、それから格付理由ということでございます。これらをまとめて整理して公表していくという考えでございます。

○谷本観君 最後に、大臣に、食糧事務所体制について伺いたいと思ひます。

検査の民営化は、食糧事務所の組織と定員に重大な影響を与えるものでありましょう。食糧事務所は、主要食料の需給と価格の安定という重要な役割を担っております。

例えば、この先考えられることは、支所にしましても恐らく統廃合をやっていくというふうな話が出るのだらうと思うのでありますけれども、検査指導もできないとか、あるいは苦情処理などにも対応できないというふうなことであつては困るわけでありまして、十分な対応ができる組織と定員の確保がなされなければなりません。

こうした点も十分踏まえて、今後の食糧事務所の組織、定員のあり方を検討していくべきだと考えるのであります。大臣、どうお考えになつておられるでしょうか。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 食糧事務所のあり方でありまして、今後とも食糧庁の地方支分部局として備蓄米の管理運営や国家貿易の運用、不測の事態への対応など、国民の主食である米及び麦の需給、価格の安定を図る上で重要な役割を担つていくものと考えています。

食糧事務所の組織、定員のあり方につきましては、今後の米や麦をめぐる事情を考慮し、その担つている役割を踏まえて、必要な検討を行つて決定をしてまいりたいと思ひております。

検査制度、民営になつてもそれがちゃんと守れるという、そういうことでやっていただきたい。

これは米や麦だけではなく、例えば、私は長年葉タバコに関係をやつてまいりましたが、葉タバコの場合は鑑定制度と呼んでおりますけれども、この鑑定制度の民主化などについても随分米を見ながらやってきていますものですね。まさしく米は日本の農業の大黒柱であり、そして米の検査制度というのは農産物の検査制度全体にとつて非常に大きなウェイトを持つていられるわけでありまして、冒頭に申し上げたように公平、公正、中立、これを守るということに御努力をお願いしたい、このことを要望いたしまして、私の発言を終わります。

○鶴保庸介君 午前中からの一連の質疑を通じて、私が用意していた質問事項はほとんど重要な部分でございます。もう質問を取りやめてもいいんじゃないかというぐらい重なつてしまひました。ただ、やはり大ざっぱに考えまして、今回の法改正で何が一番重要なかなと思ひますと、要するに、細かいところは別にして、こういう雑駁な議論、乱暴な議論をしていいのかわかりませんが、こういう民間の検査機関が公正中立に、そして独自に採算のとれるやり方でやればよい、ではないかということだろふと思ひます。

今回のこの二つの点について、午前中の議論を踏まえて質問を深めるといふ意味で、もう一度繰り返したいと思ひますが、御質問させていただけますでしょうか。

まず、大臣にお伺いをいたします。今回の民間の検査機関の設定について、午前中の質疑にもございました。アメリカなどでは国の機関が検査主体となつていられる場合もあるということでございます。各国によつて対応が違ふというところでございますけれども、やはり事ほどさうやうに、公正中立性というものを考えると、ある程度第三者的な中立機関も必要なんではないか、そういう流れの中で、農水省の中でもかなり議論がいろいろあつたというふう聞いております。特にまた、エージェンシー化というふうな議論もあつ

たというふうにも聞いております。

なぜ今回、民営化の手法をとられたのか。特に、何度も申し上げますが、今回予想されている民間検査機関は生産者あるいは取引業者など一体とみなせる場合が多い。こうした状況で公正性が担保できるのかというふうな問題も含めて、どのようにお考えになつておられるか。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 米麦を初めとする農産物につきましては、その公正かつ円滑な取引と品質の改善を助長するため、昭和二十六年に制定されました農産物検査法に基づきまして、国が検査業務を担うことにより、適正な制度運営が確保されてきたところであります。

一方におきまして、行政改革をめぐる国民的議論の中で、国の事務事業につきましては官民の役割分担の適正化と民営化による業務の一層の効率化等を図る観点から、民間でも対応可能なものは積極的に民間にゆだねていくことが強く求められるようになってまいつたところでございます。

こういう状況を踏まえて、農産物検査につきましても公正中立を確保できるような形で組織を確保し、そして民間能力の積極的な活用を図つて民営化を図る、こういう方針を打ち出しまして、平成十一年四月の閣議決定に基づきまして農産物検査法の一部を改正する法律案を提出したところでございます。

○鶴保庸介君 主な趣旨が行革にあるというふうな意味であるというふううに理解をしたんですが、エージェンシー化なんというところもこれからまた視野に入れたら御議論をいただければというふうにも思ひます。

ただ、民営化をする以上、行政改革という観点、そういう点に力点を置きながら民営化をする以上、なおのこと、公的なものを民営化するわけですから、公正性の担保というのは非常に重要なものになつてくる。

録機関としておられます。登録制度というものを採用されたということでございますが、許可制度あるいは認可制度、まあ行政法上の概念でございしますが、こういうような許可だとか認可だとかというように制度をとらずに、わざわざ登録制度を採用された趣旨はいかなるところにあるのかというのを聞いてみたいんです。

そのことに敷衍しまして、届け出制ということではなくして登録制度でございしますから、いろいろその資格要件みたいなものがございします。特に、検査官の資格などが条文の中にも書いてあります。が、そういう要件の判断はいかなるものが必要なのか。登録機関認定機関みたいなものが必要になつてくる可能性だってある、変な話でございしますが、そんな気もいたしますが、この辺、農水省としてはどのようにお考えなのでございまいしょうか。

○政府参考人(高木賢君) なる御議論が出ておりますが、農産物検査の信頼性とか公正性を確保するというのが、検査業務への参入を希望するということだけでは直ちに認めるわけにはいかないと、いうことが必要だと思ひます。検査を適正かつ確実に実施する上で必要となる能力、体制、こういったものを持つていくのかどうかということと事前審査する仕組みが必要であらうと思ひます。しかし一方、それが許可とか認可とかということになりますと主観的な裁量の余地が入るという可能性がありま。

農産物の検査の民営化に当たりましては、民間能力の積極的活用という側面がございします。やはりオープンで競争原理が有効に機能する制度にするということも一つの要請であらうと思ひます。そういう意味で、緩やかな届け出でもなく、かたし許可認可でもなく、登録制度ということで、登録に当たつての審査はいたしますが、一定の登録要件を満たせば参入できる登録制というのが最も妥当ではないかということで採用したわけでございます。

登録の申請は大体県単位で出てまいります。

で、法律上の権限は農林水産大臣の権限ということとでございしますが、やはりこれは食糧事務所にその仕事を委任するというところで動かすのが現実的ではないかというふうに思つております。

○鶴保廣介君 よくわかりました。

そうすると、その登録機関の登録審査といひますか、登録を受け付ける業務などということと食糧事務所もまだまだこれから陣容が必要になつてくるであらうと。それは現在の検査官、食糧事務所にはいらつしやる検査官の人員で足り得ると私は考えておりますが、この食糧事務所人員計画、人員の削減計画みたいなものが先ほど来いろいろ議論が出ておりました。まだこれからだというお話がございしましたけれども、特に、いわゆる新たな定員削減計画として取りまとめるということとでございしますけれども、実際には公務員の方々をいきなり生首を切つてばつたばつたというわけにはいかならうであらう。ただ、民間機関として参入をするからには、この制度が本当に成功するものであるかどうかというあたりも不安なものなんだろうと思ひます。だめだったらやめておきますというところでは、そういう参入の機会というのを失つてしまふんじゃないか。その意味でちよつと一歩突つ込んだ方針なんなりというのには指し示しておく必要があるんじゃないかというふうに思ひまして、重ねて御答弁をいただきたいと思ひます。

○政府参考人(高木賢君) 検査の民営化に伴つてどうなるのかということとでございしますが、十一年度末現在、農産物検査官は約三千五百名でございします。そのうち、専ら検査業務に従事している方が千九百人ということとでございします。これらの人たちは、みずからやらないという部分において業務量が減るということになります。一方で、民間検査機関に対しての先ほど来出ております指導監督等の業務に従事するということが必要でございします。

したがつて、みずからやる分の仕事の量と指導監督をやる仕事の量との差し引き、こういうことになるわけですが、まさに今いろいろ御議論いた

だいておりますように、指導監督をどの程度までやるのかということも重要な検討のポイントであると思ひます。もう定性的には仕事ははつきりしてはいますが、さらに定量的に詰めるということが必要かと思ひます。

いずれにいたしましても、具体的な人員の何人かをどうするんだということにつきましては、やはり食糧事務所が本来の業務である主要食糧の需給と価格の安定の仕事、こういった業務も踏まえまして、今後、策定を予定されております第十次定員削減計画におきまして、農林水産省全体の定員のあり方の一環として検討していきたいというふうに考えております。

○鶴保廣介君 削減計画の中身までなかなか言えないのはよくわかりますが、ある程度これから順次情報公開をされていかれた方が私はよろしいと思ひます。民間の機関としても、どの程度の人員で今までのような業務をされておられたかということとがモデルになつてこれからそういう経営計画みたいなものをつくつていくであらうまいしょうから、そういう計画の中で、国としてやつておられた計画をある程度情報公開された方がいいのではないかと、いうふうに意見として申し上げておきます。公正性の担保、中立性の担保というもののほか、先ほど申しましたとおり採算性というものが最もこの法案の中心、核になる部分だろうと思ひます。私は、こういう民営化の法案は基本的には賛成する立場でございしますが、議論を聞いておりますと、採算性についてちよつと危ういというか危ない部分があるんじゃないかというふうな危懼を覚えざるを得ないという気もいたしました。

特に、検査制度、検査機関のコストが幾らぐらいかかるかというあたりの見通しみたいなものは、農水省の方はどれぐらいい考えておられるかということなんです。

例えば、国が研修を行う、民間の検査機関の検査官を養成するんだということとでございしますけれども、それとて有料でやられるというふうについております。また、有料でやられるということ

でございますから、民間の検査機関の検査員は、検査機関をつくらうと思へば当然投資も要るわけでございます。また、人件費についてもつと言へば、例えば官僚、役員の身分の方を民間に移してきた場合、その給料なんというのの当然今までのようなわけにはいきません。

こういう採算のとれないケースというのはあるんじゃないかというふうに思ひます。その見通しをまず聞いてみたいのと、それから採算がとれない場合、国としてはどういう手だてを考へていらっしゃるか、どういうふうになつていくと想定しておられるか。国が補助を出してやりますというのか、あるいはもつと違う方法を考へておりますということなのか、その辺について伺ひをいたしたいと思ひます。

○政府参考人(高木賢君) まず、民間検査員の育成につきましては研修を実施するというのを考へておりますが、これは国で予算措置を講じて行うということとを予定いたしております。

それから、償うのかどうかということとでございしますが、検査業務に見合う職員の給与の実費を償うことは十分可能と考へております。例えば、プロパー職員に対して検査業務への従事日数に応じて追加手当を支払うとか、あるいは検査の時期に検査官OBを臨時雇用するというところでやれば採算を確保することは十分に可能と考へております。

と申しますのは、大体全国平均ベースですけれども、米の場合でいいますと、一人の検査をする人が一日約九百個検査をいたします。今の手数料は五十円ですから、四万五千円というのがおむねの一人当たりの手数料収入になるわけとでございします。でございしますから、人件費を考へ、また機械などの償却費などを考へましても、採算は十分確保できるのではないかと、いうふうに見ております。

○鶴保廣介君 コストの面でいえば、最初の設備投資ということも大変問題にならうと思ひます。先ほど言いました人件費もそうですが、そう

いう意味で、今国が持つておられる既存の施設、こういったものをどういうふうに使用するか、払い下げ等も含めてその方針があれば御答弁をいただきたいと思ひます。

○政府参考人(高木賢君) 国が持つてゐる検査機器で、指導業務に必要な機器以外のものにつきましては、国としては使わなくなるといふものが出てくると思ひます。こういうものにつきましては、その活用を図るという観点から、民間から要請があるということが当然前提でございまして、民間への払い下げについて検討してまいりたいと思ひてゐるところでございまして。

○鶴保廣介君 そこで、採算性のところのまとめとして、やや小単位の単協といひますか、小単位、小規模なものであれば、当然先ほど来議論になっておりますようにコストの面では危ないところがある。そういうところで、御答弁の中にもございまして、県の経済連なんかバックアップをしたらどうかというふうなことをおっしゃつておられましたけれども、もう一度その辺をお伺ひしたいんです。

検査ロットの拡大があればいいという考え方の中で、経済連あるいは県農といったところが、ある程度まとまつた組織が単位農協の取り組みをバックアップするといふような方式がセルフ・ネットワークとして必要なではないかというところも考えますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(高木賢君) 現場でどのように民営化をこなしていくかということにつきましては、まさに今民営化移行プログラムを各県でつくつていただいております。したがって、一律の形でなく、それぞれの県の実情で、どの地域はどういう、例えばJAが参加するのか、あるいは経済連がある程度補完的にまゝ対応するのかといふ点も含めて、今議論が進められております。

そういうことで、その県なりのプログラムができるといふことで、その形がはつきりすると思ひますけれども、現在想定しているところは、ただいま申し上げましたように経済連のバックアップ

体制、あるいは検査場所を集約してより合理的に検査を行うという形、それから、物の出し方も、収穫期がだらだらと続くようなことだとコストがかかります。小さくてもコンバクトにやればコストがかからないといふこともございまして。そういった点が地域地域で違うのですから、そういう点を現場の事情を熟知している皆様方が十分話し合つて、きちんとした移行プログラムをつくつていただくということで今進めておるところでございまして。

○鶴保廣介君 よくわかりました。先ほど言ひましたとおり、公正性が担保され、採算が合えば一応行車の趣旨に沿つてやればいいといふこと、これは必要條件だらうと思ひます。ただ、ではどうしてこの法案が必要になつてくるか、最後に十分条件の部分、十分条件と必要条件の部分を開きたいと思ひます。

いわゆるJAS法との比較の中で、例えば三十七条に罰則がございまして、改正前よりも大幅に責任加重がなされております。これは検査法の独自性といふことから考えると、JAS法と比較するとバランスがとれるのでありますが、独自性から考えますとどういふ趣旨でこういうことをされておられるか、まず冒頭に聞いて、最後の質問に移りたいと思ひます。

○政府参考人(高木賢君) 罰則につきましては、やはり規制の実効性を確保する、それから民営検査制度の適正かつ円滑な業務運営を確保するといふ観点からいろいろ義務を課しております。義務を懈怠したという場合にこの罰則がかかる、こういうことでございまして。

今、お話がありましたように、JAS法とか他の検査検定制度に關する法令を見ましても、罰金刑のみで対応するといふものは少なく、体刑を科するといふ例が見られております。そういったバランスを考えたといふこと、やはりぐあひの悪いことが起こらないような防止策、抑止策として懲役刑ということも設けたわけでございまして。それから、罰金額の水準につきましても百万円

といふことでございまして、他のそういった検査検定制度との法令上のバランスといふことも考えてこのような設定をしたわけでございまして。

○鶴保廣介君 そうすると、他の法律との均衡といふことで最後にお伺ひをしたいんですけれども、この場合JAS法が他の法律の中でも最も注目される法律といふことになるんだらうと思ひます。食品の品質表示といふことがありますから。

そこへ、JAS法でも食品の品質表示がどんなに進められておるといふところで今般こうした法律規定を設けられたのはなぜか。JAS法でもいろいろその検査履行の検定機関みたいなものがあるのだらうと思ひ、そういうことの共通化を図ればもつと合理的にできたのではないかとこの氣もいたします。最後にお伺ひをして質問を終わります。

○政務次官(金田勝年君) ただいまの委員からの御指摘で、農産物検査制度とJAS法に基づきますJASの規格制度の關係でございまして、このたび提案しております改正農産物検査法案につきましても、JAS法にはない仕組みを設けておるわけであります。

すなわち、一つには、主食である米あるいは麦につきましても検査を義務づけていくといふこと。それから二つには、産地や品種等の銘柄の的確な判定を可能とするために、生産者が検査を受ける場合には産地において検査を実施するといふ点。

それから三つには、対象農産物が政府買入れ等の公的制度の対象とされておつて、いかなる場合でも生産者の検査を受ける機会を確保する必要があるといふ観点から、民間機関によります検査業務の実施が困難な場合には国が臨時特例的に検査を行うこと。

こういった三点をJAS法にはない仕組みとして設けておるわけであります。これは対象農産物の特性、あるいは検査内容の相違によりまして制度を異にする必要があるといふ事情があるからであるといふことでございまして。

○鶴保廣介君 頑張つていただけるといふふうにお願ひをして、質問を終わります。

○委員長(若林正俊君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、三浦一水君が委員を辞任され、その補欠として斎藤滋宣君が選任されました。

○石井一二君 いよいよラストバッターでございまして。大臣以下お疲れと思ひますが、もう二十分の御辛抱でございましてのでひとつよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

私は、ちよつと時のテーマを一つ質問させていただきます。新聞等を見ておりますと、牛の口蹄疫が発生しておりますといふことで、宮崎県あたりでも鹿児島あたりでもいろいろ物議を醸しておるようですが、現況をどう認識しておられるか、また患者あるいは疑似患者がどの程度おると認識されておるか、大臣、端的にお答えをお願いいたします。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 今日までの経過であります。三月十二日、民間の獣医師さんが一頭の肥育牛に発熱、食欲不振、それから発熱、せきだそうでございまして、これらの症状を確認、その後、この獣医師は症状の変化から口蹄疫を疑ひ、二十一日に宮崎県畜産保健衛生所に通報、同日農林水産省畜産衛生試験場に病性鑑定材料を送付しました。

これを受けて、二十二日から二十四日深夜まで家畜衛生試験場で複数の方法により検査を実施したところ、口蹄疫ウイルスそのものは検出できなかったが、その抗体を検出し、二十五日十四時、口蹄疫の疑似患者と診断するに至つたところでありまして。

これを受けて、現地において十頭の疑似患者の殺処分や移動制限等の緊急措置がとられたところでありまして。

○石井一二君 私が読んだ地方の新聞では、疑似じゃなしに患者が一頭出たといふふう聞いてお

りますが、さらに徹底した調査をお願いしたいと思ひますと同時に、飼料とか何とか原因の徹底的な究明をしていただきたい。原因を究明しないと対策が講ぜられないと思ひますので、よろしくお願ひします。

特に、粗飼料の輸入禁止措置等についても御検討をいただきたいと思ひますし、拡大防止のための緊急措置として、例えば検問地点の拡大とか検問体制の強化とかいろいろあると思ひますが、この辺も万意りなきようお願いをしておきたいと思ひます。

最後に、こういうことがあるというだけで大都市からの注文がばたつと減るんですね、これ悪いことだと思ひますが、残念なことだと思ひます。したがって、鹿児島県の畜産業者に対する影響をおもんばかつて補償措置について御検討をしていただきたいと思ひますが、御所見をお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 口蹄疫の蔓延の防止には万全を期してまいりたいと思ひております。また、粗飼料の禁止措置等につきましても今行つておるところでございます。

周辺畜産農家の財産を守るとともに、我が国畜産業への影響を最小限に食い止めるため、公益的な観点から必要不可欠な措置として法律の規定により移動規制を行つてゐるものでありまして、直ちに補償を行うというところは難しいと考えておるところでございます。しかし、畜産農家の方々が円滑に経営継続していただけるようないろいろな対策を今検討しておるところでございます。

○石井一二君 直ちに補償を行うことが難しいというところは、もう絶対的なものではなほ、検討をして、推移いかんによつてという前向きな意味で解釈をさせていただきますので、ひとつぜひよろしくお願ひをいたします。特に、大臣が深々とうなずいていただいた姿を私ははつきりと今見ましたので、ひとつよろしくお願ひをいたしたいと思ひます。

先ほど来の同僚の質疑を聞いておまして、金

田政務次官が、生産、検査、販売というのが農協等で一体化できてかえつて効率が上がるというような面も言われましたが、私もそういった面があるかと思ひますが、逆に、生産者である農協あたりに検査をさせると、なれ合ひ的になつて検査が公正に行われないんじゃないかと。特に、組織としてはいろいろ指令を出しておつても、個人の検査の不正ということが起こり得るんじゃないかと思ひます。

そこで、高木長官の先ほど罰則規定についての御答弁を聞いておまして、これ法律をよく見ておりますと、組織に対する罰則規定はあつても、個人の従業員に対する罰則規定というものは私は欠落しておるような気がしてならないわけであり

ます。特に二十条二項の解釈を含めてその辺の御所見をちよつとお伺ひしておきたいと思ひます。

○政府参考人(高木賢君) 今お話がありました検査員に対しては、二十条二項で、「公正かつ誠実にその職務を行わなければならない」ということとでございしますが、これにつきましの直接の罰則はございせん。今御指摘のとおり、こういう検査員であつた場合には、国の指導監督、法人を通じて検査員たる資格を失せようということとはできるわけでございます。

そういうことを通じて、またかつ公表ということとは当然可能でございますので、そういう措置をとつたことについて、そういうことで社会的な制裁も加えられるというふうに考えております。

○石井一二君 今あなたたぬけと個人に対する罰則はない、ただ公表だとか資格の喪失とか社会的制裁と言われましたけれども、私それは甘いんじゃないかと思ひます。例えば、現行法は第十条で国家公務員法によつて処分されることになつておりますが、今度民営化されるわけでしょう。

すると同じような業務をするJAS法は二十四条の二で非営利法人に対する罰則等いろいろ書いておる。こういった規定がこの法案になれば私はおかしいと思ひます。ちよつともう一度御答弁願ひします。

○政府参考人(高木賢君) 農産物検査員につきましては、その資格があるかどうか、能力を持つてゐるかどうかということを確認いたしまして、大臣の名簿に登録をいたします。その人をJAなりは検査員として使役する、こういうことでござい

ます。その検査員は、先ほど申し上げましたように、二十条二項で、「公正かつ誠実に職務を行わなければならない」ということになつております。

これがそうでないというときには大臣は命令を発しまして、その検査員の名簿から削除をし、また現実には検査を行う場所から排除する、こういう命令を出しまして、その人はそれで降検査を行えない、こういうことになるわけでございます。

そういうことによつて、JAが仮にその人が不適正なことをやつたことによりまして登録検査機関というものが結局不適正な仕事をした、こういうことでございしますから、それに伴う制裁あるいは罰則というものはその法人としてしよつてもら

う、こういうことに相なります。若干理屈めいて恐縮ですが、結局、この新たな民営化の受け皿といひますか実施機関に登録検査機関、登録を受けた法人ということでこの法案は整理してございします。したがつて、直接的に指導監督の対象になりますのは法人ということに相なるわけでございます。

したがつて、その法人が雇用してゐる人の問題につきましては、資格という点では農林水産大臣が名簿に登録したり抹消したり、こういうことはいたしますけれども、全体の仕事の流れの中では法人といふものを直接的にはつかまえてこれを指導監督の対象にしてゐる、こういう整理でござい

ます。○石井一二君 いや、あなたの説明はますますおかしいですよ。そういうことを言えば、なぜ厚生省の事務次官なんか逮捕されるんですか。あれと同じケースですよ。

個人として法に触れたことをする、そういう場合は当然個人に対する罰則があつてしかるべきで

あつて、しかも団体の長なんかについてはいろいろ罰金だとか懲役だとかいうて書いてあるわけですから、これは欠陥法だと私は思ひますよ、そういうことが書いてないといふことは。それじゃJAS法の整合性がでないじゃないですか、あなたの答弁。あなたは今個人で言つてゐるわけで、ちよつと相談してからもう一遍答弁し直したらいかげですか。どうですか。

それともう一つ、この改正案の三十八条とか四十一條、特に四十一條には「三十七條又は三十九條の違反行為をしたときは」となつていますが、肝心の今言つてゐる二十條が抜けてゐるんですよ。こういうところへ当然書いておくべきなんですね。

その辺を踏まえて御答弁願ひします。○政府参考人(高木賢君) ちよつと説明が不十分で失礼いたしました。

罰則の規定の三十八條というののございまして、一たん不適切な検査をした場合には、その法人の業務の停止の命令というのが二十四條二項で出されます。にもかかわらず、命令に違反して違反行為を続けたという場合には、「登録検査機関の役員又は職員は」ということで、先ほど来の検査員も職員でございしますから、その人は「一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。」というふうに相なります。

○石井一二君 これはますますおかしいですよ。といひますのは、今おつしやいましたが、業務の停止命令に違反したときだけに絞つてゐるのが三十八條なんですよ。私が申してゐるのは、個人が検査もしないのに検査したとか、不適格だけれども合格の判を押しておつたというような場合です。から、あなたのおつしやることは適用されませんよ。

それと、私が最も心配しておりますのは、国会法五十九條なんです。この法案は先議なんですね、参議院の。今申したようなことで、一の院で議決した後に修正または撤回することはできないか院全体の承認が必要ということになると、これは大

変な不名誉なんです。

私は、そういう面を踏まえて、この件については少なくとも附帯決議に入れるとか大臣が何らかの言及をされるとか、そういう意味で若干、このまま通すのではなしに、御対応について協議をいただきたいと思います。

実は、ここがおかしいなと思って読んでいるときに、ちょうどこの法案に賛成ですかというで、役所の方が聞きに来られたので、答弁を聞いてから決めると言ったのがここのことです。したがって、もしきよう採択される場合、他意はございませんがちょっと座を外します。

ただ、私は、この点について非常にこれは欠陥法である、ざる法だという気持ちで深くございまして、強くその点を指摘して、それでなくても短い時間とどんどん過ぎますので次の問題に移らせていただいて、問題としてまずこの場で提起をしておきたいと思っています。

そこで、大臣、私は、今世の中は地方分権に向かつて走っているんですけれども、この法案は地方分権に逆行しているんじゃないかと思うんですね。そういうような懸念を持たれませんか。全然そんな懸念はありませんか。いかがですか。

○国務大臣(玉沢一郎君) これは、行政改革、地方分権もやはりその一環として考えられなさいかぬ。したがって、それぞれ関連がありまして、決して地方分権に反するという趣旨は私は持っておりません。

○石井一二君 とはおっしゃいますが、例えば指導監督部署で、今まで都道府県知事や食糧事務所長が持っていた指導監督を、大臣は今後、調査権限があつたものに加えて適合命令、改善命令が新たに出せると。強い指導監督権限を付与されて、検査内容に疑問がある場合はチェック制度がさらにできた。これは極めて強い中央集権的な考え方、今までの知事が持っていた権限を奪い取ったという姿ではないかと私は思えて仕方がないんです。

だから、そういう面で、今結論が出ませんが、

私の言ったことも考えてみていただいて、ひとつ御善処なりなんなり、今度、行政の執行の面でお願いをしたいと思っています。

それから、四十三分までなのでもう一点立ったままで聞かせていただきたいと思います。この登録検査機関の要件として、いろいろありますが、これも、高額な機器を所有義務として押しつけた場合に、おのずからそれを全うできるという人は限られてくると思うんです。

例えば、高木長官、DNA鑑定装置みたいなものを要求したりせぬでしょうか。というのは、農水省令で表示をするということでもまだ発表されていないでしよう、どういう要件を発表するかというところは、その内容についていかがですか。

○政府参考人(高木賢君) この検査は、品位等検査あるいは成分検査ですけども、遺伝子組みかえのことは今は予定しておりません。

○石井一二君 ちょっと聞き取りにくかった、最後のところ。

○政府参考人(高木賢君) まだ遺伝子組みかえのものは一般的になっておりませんので、省令で規定する予定はございません。

○石井一二君 では、実質はフリーでオープンだといながら、そういったことでヘッジを高めて民間参入を防ぐというようにないような考え方、今後ひとつやっていたらいいと思えます。

それで、たまたま今遺伝子組みかえ食品についての検査とかそういうことはないと言われましたけれども、世論というものはそれを非常に要求していると思うんですね。だから、サンプリングのような格好でも結構ですから、こういったことについてやるかやめかということ、時代の趨勢としてそういう流れになっている、民意はそういうことを心配している、これは十分御認識だと思えますので、ひとつぜひそういう面について考えていただきたというのを要望したいと思えますが、いかがですか。

○政府参考人(福島啓史郎君) 先生今御質問の遺

伝子組みかえ食品の表示が適切に行われているか否かにつきましては、事後的にチェックするという観点から、農林水産消費技術センターなどが買い上げ検査を行っていて、その買い上げたものにつきまして、PCR法あるいはたんぱく質分析法などでそれが遺伝子組みかえ食品であるかどうかということを確認、確認していきいたいというぐあいに考えております。

○石井一二君 では、いろいろありますが、この程度で終わりたいと思います。

ただ、私が先ほど指摘しました検査員個人に対する罰則規定がないではないかということについて、私は自身大いに懸念を持っておりますので、ひとつどういふぐあいにそういった問題をクリアしていくかということも御検討いただきたいし、間違いを改むるにしくはないという言葉もありまして、もしそういったことで必要だと思つたら素直、率直にこれから足そうということでも私は結構なんじゃないかと思うんです。

ひとつぜひ御検討賜りたいということをお願い申し上げて、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○国務大臣(玉沢一郎君) 先ほどの答弁で正確を期していなかったものであります。

粗飼料の輸入禁止をしていくと答弁をいたしたところでありましたが、具体的には、家畜伝染病予防法に基づき、家畜防疫官による輸入検査を行い、必要な消毒等の防疫措置を講じるところとしたところでありまして、これによりウイルスの侵入を防ぐことができるということでございます。

○石井一二君 ありがとうございます。

○委員長(若林正俊君) 他に御発言もないようです。本案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○須藤美也子君 私は、日本共産党を代表して、農産物検査法の一部を改正する法律案に対する反対討論を行います。

反対の第一の理由は、農産物検査を国から民間に移行することで、検査の公正中立性の確保の条件を後退させるものであるからです。

登録検査機関は法人の種類を問わないものの、実際に参入は生産者団体が予定され、また流通業者の可能性もあります。つまり、検査は取引当事者が行うことになり、本来望ましいものではありません。本日の委員会審議の中でも、具体的にその矛盾が指摘されました。

検査機関にとつても人員や器具など体制整備が求められ、そのことは、ただでさえ経営が大変な生産者団体にとつて厳しい条件があります。検査の効率化という名で、農産物検査の水準の低下や手数料等農家負担の増大につながりかねません。さらに国の検査体制を維持してこそ、今後、消費者の安全性など多様なニーズにこたえる検査の拡充を図る条件が存続するものであります。

反対の第二は、今回の検査民営化は国の公務員の削減、組織減量という行政改革の一環であります。農産物品質の向上と円滑な取引を進める役割を果たしてきた農産物検査からの国の撤退は、主食の米を初め食料を国民に安定的に確保していくという国の責任を大きく後退させるものであります。

このような民営化は認められないことを強く申し上げ、反対討論を終わります。

○委員長(若林正俊君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

農産物検査法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(若林正俊君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、小林君から発言を求められておりますので、これを許します。小林元君。

○小林元君 私は、ただいま可決されました農産

物検査法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、民主党・新緑風会、公明党・改革クラブ、社会民主党・護憲連合、自由党及び二院クラブ・自由連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

農産物検査法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、農産物検査の重要性にかんがみ、農産物検査業務の民営化に当たっては、次の事項の実現に努め、その適正かつ円滑な実施に万全を期すべきである。

一 検査業務の民営化に当たっては、民間移行プログラムの円滑な作成と実行、移行期間中の国の補完的な検査の適確な実施等に万全を期すること。

二 民営検査が適正な格付けによって実施され、検査の信頼性と農産物の円滑な流通が確保されるよう、登録検査機関の技術水準を確保し、その維持に努めること。

また、登録検査機関に対する国の適確な指導監督等を実施し、公正・中立な検査業務の確保が図られるようにすること。

三 農産物検査規格については、地域における営農の安定及び円滑な流通の確保に資するよう設定するとともに、手数料については、生産者の過重な負担にならないよう配慮すること。

四 公平な受検機会を確保するため、天災その他の事由がある場合の国による検査の実施については、適正に対処すること。

五 消費者の表示に対する信頼を維持・確保するため、精米等の表示については、検査制度との関連も考慮しつつ、適正に対処すること。右決議する。

以上であります。
何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。
○委員長（若林正俊君） ただいま小林君から提出

されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。
本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

（賛成者挙手）

○委員長（若林正俊君） 多数と認めます。よって、小林君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、玉沢農林水産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。

玉沢農林水産大臣

○国務大臣（玉沢徳一郎君） ただいまは法案を可決いただき、ありがとうございます。

附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、今後、最善の努力をいたしてまいります。

○委員長（若林正俊君） なお、本案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長（若林正俊君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（若林正俊君） 次に、青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。玉沢農林水産大臣。

○国務大臣（玉沢徳一郎君） 青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

我が国農業の持続的な発展を図っていくためには、効率的かつ安定的な農業経営を担うべき人材の育成及び確保が不可欠であり、このような観点から、新規就農の促進を図ることが重要な課題となつているところであります。

このような課題に対応するため、新たに就業しよとする青年等に対する無利子の就業支援資金

の貸し付け等の措置を講じてきたところであり、これにより、新規就農者数は着実に増加しつつあります。しかしながら、近年の農業の担い手の減少及び高齢化が進行している状況にかんがみれば、新規就農者数は依然として十分とはいえない状況にあります。

また、最近における就業の実態については、他産業からの離職就農者や農家子弟以外の新規就農者の増加といった就農ルートの多様化等の変化が見られており、このような変化に対応した就業促進のための施策の推進が求められているところであります。

このため、今後、新規就農者に対する支援措置の充実を図ることとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、従前から都道府県青年農業者等育成センターが就業準備のための研修等に必要資金として貸し付けている就業支援資金について、農業経営開始のための施設の設置、機械の購入等に必要資金を追加することによりその内容を拡充するとともに、拡充した資金については、農業協同組合、農業協同組合連合会、銀行等からも貸し付けることができることとしております。

第二に、農業協同組合、農業協同組合連合会、銀行等から貸し付ける就業支援資金について、農業信用基金協会の債務保証の対象とすることとしております。

第三に、認定就農者に対して農林漁業金融公庫が貸し付ける農地等取得資金について、その据置期間の上限を三年から五年に延長することとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。
○委員長（若林正俊君） 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。
午後二時五十分散会

三月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案

食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案

食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案

食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「飲料品」の下に「その原料又は材料として使用される農林水産物及び」を加え、同条第二項中「食品生産販売提携事業」を「食品生産製造等提携事業」に、「食品販売業者」を「食品製造業者等」に、「食品販売」を「食品の製造、加工又は販売」に、「食品販売事業協同組合等」を「食品製造事業協同組合等」に改め、「流通行程」の下に「（食品の原料又は材料として使用される農林水産物にあっては、その生産から当該食品の製造又は加工に至る一連の流通行程）」を加え、同条第二号中「すぐれた」を「優れた」に改め、「食品の」の下に「製造、加工又は」を加え、「イに掲げる措置」を「イ又はロに掲げる措置」に改め、同号中ロをハとし、イをロとし、ロの前に次のように加える。

イ 食品の生産の用に供する施設の整備その他の食品の生産の安定を図るための措置

第二条第三項を次のように改める。

3 この法律において「卸売市場機能高度化事業」とは、次に掲げる事業で、食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化に特に資するものをいう。

一 卸売市場（農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）第十八条の二第一

項第一号に規定する付設集卸売場を含む。以下同じ。を開設する者又は卸売市場において卸売の業務若しくはこれと密接な関連を有する業務を行う者で政令で定めるもの(以下「卸売市場開設者等」という。)が、次に掲げる措置のすべて又は相当部分を実施することにより卸売市場の機能の高度化を図る事業

イ 食品の鮮度の保持その他の品質の管理を適確かつ効率的に行うための施設の整備、食品の仕分及び搬送の自動化等食品の荷さばき業務の合理化を図るための施設の整備その他卸売市場の施設の近代化を図るための措置

ロ セリ売又は入札に係る業務の集約的かつ効率的な処理体制の整備その他卸売市場の流通機能の高度化を図るための措置

ハ 卸売市場の機能の高度化に必要な知識及び技術の習得の促進その他の卸売市場の業務を行う者の資質の向上を図るための措置

ニ 卸売市場開設者等のうち政令で定めるものの経営規模の拡大、経営管理の合理化その他の経営の近代化を図るための措置

二 卸売市場を開設する者が、他の卸売市場を開設する者と連携して前号イからニまでに掲げる措置のうち一又は二以上のものを実施することによりこれらの卸売市場の機能の高度化を図る事業

第二号第四項中「又は食品販売事業協同組合等」を「(食品の販売の事業を行う者をいう。以下同じ。又は事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会その他の政令で定める法人で食品販売業者を構成員とするもの(以下「食品販売事業協同組合等」という。))に改め、同条に次の一項を加える。

6 この法律において「新技術研究開発事業」とは、食品製造業者等、食品製造事業協同組合等又は農業協同組合等が、次に掲げる研究開発を実施する事業で、食品に係る流通機能の合理化と流通機能の高度化に特に資するものという。

一 食品の鮮度の保持その他の品質の管理を適確かつ効率的に行うための新技術の研究開発

二 品質の優れた食品の開発に必要な新技術の研究開発で前号に掲げる研究開発と併せて実施するもの

三 食品の仕入れ、荷さばき又は配送の合理化その他食品の流通の円滑化に資する新技術の研究開発

第三号第二項第二号イを次のように改める。

イ 食品生産製造等提携事業

第三号第二項第二号に次のように加える。

ホ 新技術研究開発事業

第四号第一項中「食品販売業者」を「食品製造業者等」に、「食品販売事業協同組合等」を「食品製造事業協同組合等」に、「食品生産販売提携事業」を「食品生産製造等提携事業」に改め、同条第六項中「第四項まで」を「第五項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項に次の一号を加える。

四 食品製造事業協同組合等又は農業協同組合等が新技術研究開発事業に係る試験研究のための費用に充てるためその構成員に対し負担金の賦課をしようとする場合にあつては、その賦課の基準

第四号第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 食品製造業者等、食品製造事業協同組合等又は農業協同組合等は、その行う事業(食品製造事業協同組合等又は農業協同組合等にあつては、その構成員の行う事業を含む。)について新技術研究開発事業に関する計画を作成し、これを農林水産大臣に提出して、当該計画が適当である旨の認定を受けることができる。

第五号第一項中「第四項まで」を「第五項まで」に改め、同条第三項中「前条第六項」を「前条第七項」に改める。

第六号第一項中「(昭和二十七年法律第三百五十五号)」を削り、同項第一号中「食品生産販売提携事業」を「食品生産製造等提携事業」に、

「食品販売業者、食品販売事業協同組合等」を「食品製造業者等、食品製造事業協同組合等」に改める。

第七号に次の三項を加える。

2 第四号第五項の認定を受けた食品製造事業協同組合等又は農業協同組合等(以下「認定事業協同組合等」という。)が、認定計画で定める賦課の基準に基づいて、その構成員に対し、当該認定計画で定める試験研究に必要な機械装置(工具、器具及び備品を含む。)を取得し、又は製作するための費用に充てるための負担金を賦課した場合において、その構成員が当該負担金を納付したときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該負担金について特別償却を行うことができる。

3 認定事業協同組合等が、認定計画で定める賦課の基準に基づいて、その構成員に対し、当該認定計画で定める試験研究のための費用に充てるための負担金を賦課した場合において、その構成員が当該負担金を納付したときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該負担金について試験研究費の額が増加した場合等の課税の特例の適用があるものとする。

4 認定事業協同組合等が、認定計画で定める賦課の基準に基づいてその構成員に対し賦課した負担金の全部又は一部をもって、当該認定計画で定める試験研究の用に直接供する固定資産を取得し、又は製作したときは、租税特別措置法で定めるところにより、所得の金額の計算について特別の措置を講ずる。

第十二号第七号中「食品販売業者」を「食品製造業者等」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(租税特別措置法の一部改正)

第二条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二

十六号)の一部を次のように改正する。

第十八号第一項に次の一号を加える。

七 食品流通構造改善促進法(平成三年法律第五十九号)第四号第五項に規定する新技術研究開発事業に関する計画に係る同項の認定を受けた同法第二条第二項に規定する食品製造事業協同組合等又は農業協同組合等 同法第七条第二項に規定する負担金

第三十四号の二第二項第十一号二(平成三年法律第五十九号)を削る。

第五十二号第一項に次の一号を加える。

七 食品流通構造改善促進法第四条第五項に規定する新技術研究開発事業に関する計画に係る同項の認定を受けた同法第二条第二項に規定する食品製造事業協同組合等又は農業協同組合等 同法第七条第二項に規定する負担金

第六十六号の十第一項に次の一号を加える。

七 食品流通構造改善促進法第二条第二項に規定する食品製造事業協同組合等又は農業協同組合等 同法第四条第五項の認定に係る同項に規定する新技術研究開発事業に関する計画において定められている同法第二条第六項に規定する新技術研究開発事業として行う試験研究の用に直接供する固定資産

三月二十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案

青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律

青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案

青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律

(青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部改正)

第一条 青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成七年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「農業の技術又は経営方法を實地に習得するための研修その他の就業の準備に必要な資金で政令で定めるもの」を「次に掲げる資金(第十八条第一項の規定により都道府県から資金の貸付けを受けて第五条第一項のセンター又は第十七条第一項の融資機関が貸し付けるものに限る。)」に改め、同項に次の各号を加える。

一 農業の技術又は経営方法を實地に習得するための研修その他の就業の準備に必要な資金で政令で定めるもの

二 農業経営を開始するのに必要な資金で政令で定めるもの

第六条第二号中「に対し」を「が行う」に改め、「習得」の下に「及び認定就農者が行う」を加える。

第七条第一項及び第二項中「前条第一号の」を削り、同条第三項中「前条第一号の」を削り、「四年」を「五年」に改め、同条第四項中「前条第一号の」を削る。

第八条中「就業支援資金」の下に「(第二条第二項第一号に掲げるものに限る。)」を加える。

第二十四条を第二十五条とし、第二十三条を第二十四条とし、第二十二條を第二十三条とする。

第二十一条を削る。

第二十条中「第十八条第三項」を「第十九条第三項」に改め、同条を第二十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

(農林漁業金融公庫からの資金の貸付けの特例)

第二十二条 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)第十八条第一項第一号の二に掲げる資金であつて、認定就農者が

認定就業計画に従つて就業するのに必要なものの据置期間は、同条第三項の規定にかかわらず、五年を超えない範囲内で、農林漁業金融公庫が定める期間とする。

第十九条を第二十条とし、第十八条を第十九条とし、第十七条第一項中「センターに対し、当該業務」を「センターに対し、融資機関が就業支援資金の貸付けの業務を行うときは当該融資機関に対し、これらの業務」に改め、同条第二項中「償還方法」の下に「その他必要な貸付けの条件の基準」を加え、同条を第十八条とする。

第十六条の次に次の一条を加える。

(融資機関による就業支援資金の貸付け)

第十七条 農業協同組合法第十条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は銀行その他の金融機関で政令で定めるもの(以下「融資機関」という。)は、他の法律の規定にかかわらず、認定就農者に対し、就業支援資金(第二条第二項第二号に掲げるものに限る。)の貸付けの業務を行うことができる。

第九条及び第十條の規定は、融資機関について準用する。この場合において、第九条中「前二条」とあるのは、「第七条」と読み替へるものとする。

(農業信用保証保険法の一部改正)

第二条 農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項を次のように改める。

3 この法律において「農業近代化資金等」とは、次に掲げる資金をいう。

一 農業近代化資金(農業近代化資金助成法(昭和三十六年法律第二百二号)第二条第三項に規定する農業近代化資金をいう。以下同じ。)

二 就業支援資金(青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成七年法律第二号)第二条第二項に規定する

る就業支援資金をいう。以下同じ。)

三 農業近代化資金及び就業支援資金以外の資金であつて、農業者等の事業又は生活に必要なもののうち、農業経営の改善又は農家経済の安定に資するものとして主務大臣が指定するもの

第八条第一号ロ中「イ」の下に「及びロ」を加え、同号ロ中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 就業支援資金

第十一条を次のように改める。

(経理の区分)

第十一条 基金協会は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに区分して経理しなければならない。

一 農業近代化資金に係る債務の保証の業務

二 就業支援資金に係る債務の保証の業務

三 第八条第一号ハに掲げる資金に係る債務の保証及び同条第二号に掲げる債務の保証の業務

四 第八条第三号に掲げる業務

第七十二条第一項ただし書中「第二項第三項」を「第二項第三項第三号」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正前の青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第二条第二項に規定する認定就農者に対してこの法律の施行前に貸し付けられた農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第二百二号)第二条第五項の青年農業者等育成確保資金については、なお従前の例による。

(農業経営基盤強化措置特別会計法の一部改正)

第三条 農業経営基盤強化措置特別会計法(昭和

二十一年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第十八条第一項」を「第十九条第一項」に改める。

第二条第二項中「第十八条第三項」を「第十九条第三項」に改め、同条第三項中「第十八条第三項」を「第十九条第三項」に、「第十八条第一項」を「第十九条第一項」に、「第十七条第一項」を「第十八条第一項」に改める。

九条第三項」に、「第十八条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条第三項中「第十八条第一項」を「第十九条第一項」に、「第十七条第一項」を「第十八条第一項」に改める。

九条第三項」に、「第十八条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条第三項中「第十八条第一項」を「第十九条第一項」に、「第十七条第一項」を「第十八条第一項」に改める。

九条第三項」に、「第十八条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条第三項中「第十八条第一項」を「第十九条第一項」に、「第十七条第一項」を「第十八条第一項」に改める。

九条第三項」に、「第十八条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条第三項中「第十八条第一項」を「第十九条第一項」に、「第十七条第一項」を「第十八条第一項」に改める。

九条第三項」に、「第十八条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条第三項中「第十八条第一項」を「第十九条第一項」に、「第十七条第一項」を「第十八条第一項」に改める。

九条第三項」に、「第十八条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条第三項中「第十八条第一項」を「第十九条第一項」に、「第十七条第一項」を「第十八条第一項」に改める。

九条第三項」に、「第十八条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条第三項中「第十八条第一項」を「第十九条第一項」に、「第十七条第一項」を「第十八条第一項」に改める。

九条第三項」に、「第十八条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条第三項中「第十八条第一項」を「第十九条第一項」に、「第十七条第一項」を「第十八条第一項」に改める。

九条第三項」に、「第十八条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条第三項中「第十八条第一項」を「第十九条第一項」に、「第十七条第一項」を「第十八条第一項」に改める。

九条第三項」に、「第十八条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条第三項中「第十八条第一項」を「第十九条第一項」に、「第十七条第一項」を「第十八条第一項」に改める。

九条第三項」に、「第十八条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条第三項中「第十八条第一項」を「第十九条第一項」に、「第十七条第一項」を「第十八条第一項」に改める。

第九部

農林水産委員会会議録第七号

平成十二年三月三十日

【参議院】

平成十二年四月十二日印刷

平成十二年四月十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局